

15.2 地域の魅力を高める屋外公共空間の景観向上を支援する計画・設計及び管理技術の開発

15.2.1 国際的観光地形成のための屋外公共空間の評価支援・設計及び管理技術に関する研究

担当チーム：特別研究監（地域景観チーム）

研究担当者：松田泰明、笠間聡、榎本碧

【要旨】

本研究は、魅力的な観光地の条件を屋外公共空間の面から明らかにすることで、国内における観光地等の効果的かつ効率的な魅力改善に寄与することを目的としたものである。令和元年度は、過年度までの成果を「観光地の屋外公共空間の改善診断のポイント」として仮に整理し（23項目）、これに基づき、国内の4つの観光地事例を対象に、観光地の診断および改善提案のケーススタディを実施した。そのケーススタディの過程で得られた課題や、類似する屋外公共空間の事例収集結果をもとに、「観光地の屋外公共空間の診断マニュアル（素案）」として取りまとめた。

キーワード：観光地、観光振興、魅力向上、屋外公共空間、景観改善、パタンランゲージ

1. はじめに

1.1 研究の背景・目的

近年、地域振興や産業振興などの観点から「観光」にさらなる期待が集まる一方、観光地の魅力の改善が多く地域で喫緊の課題となっている¹⁾²⁾。

その際、観光振興や観光地としての魅力向上、特に近年課題となっている滞在型観光の促進や観光地における滞在時間向上を考える上で、景観や空間の質や機能は非常に重要である³⁾。しかしこの点で、日本の観光地は海外の観光地に大きく見劣りしているのみならず、実行されている改善の取り組みの面でも効果的なものとなっていない事例がみられる。これには、魅力的な観光地を実現するのに真に必要な取り組みや、その優先順位の判断が容易ではなく、これに必要な知見や技術の確立がなされていないことも一因となっている。

そこで本研究では、滞在型観光を念頭に、魅力的な観光地の条件を屋外公共空間の面から明らかにすることを目的としている。これにより、観光地等における屋外公共空間の課題の抽出を可能とし、効果的かつ効率的な屋外公共空間の整備・改善手法の立案を支援する。

1.2 研究課題および研究内容

本研究の目的は、魅力的な観光地の条件を屋外公共空間の面から明らかにすることで、その課題の抽出や整備・改善手法の立案を支援し、日本全国における国際的観光地形成に寄与することである。

このために平成28～令和元年度の計画で、以下のよう研究に取り組むこととしている。

- ① 屋外公共空間の魅力向上に寄与する要素・要因の抽出及び分析
- ② 評価の高い（低い）屋外公共空間の「パターン」の整理・体系化
- ③ 広域的な観光エリアの魅力と空間構成要素の関係に関する分析
- ④ 屋外公共空間の魅力に関する評価・診断（アセスメント）手法の構築
- ⑤ 屋外公共空間の構成要素に関する設計・管理・利活用技術の提案
- ⑥ 観光地における魅力的な屋外公共空間の創出を支援する技術資料のとりまとめ

なお、このうち③については、平成30年度に認められた研究実施計画の変更により新たに追加された項目である。令和元年度については、このうちの③～⑥について研究を進める計画としており、本稿ではこの結果について、3章以降に報告する。

1.3 用語等

本研究でいう「屋外公共空間」とは、観光地の屋外空間のうち、その土地の所有者に関わらず、パブリック、すなわちその土地を訪れる観光客が一般的に利用することができる空間及びそこから見通せる範囲を指すこととしている。

したがって、公共の所有する道路や公園、広場はも

ちろんこれに含むが、公共の所有でも一般にアクセスすることができない立入制限区域等は含まない。他方、企業や個人の所有する土地であっても、自由に立ち入ることのできる敷地の部分はこの「屋外公共空間」に含み、さらには建物の壁面や屋根の意匠、柵や窓の向こう側などパブリックな敷地の部分から見通せる範囲も含むものとしている（図-1）。

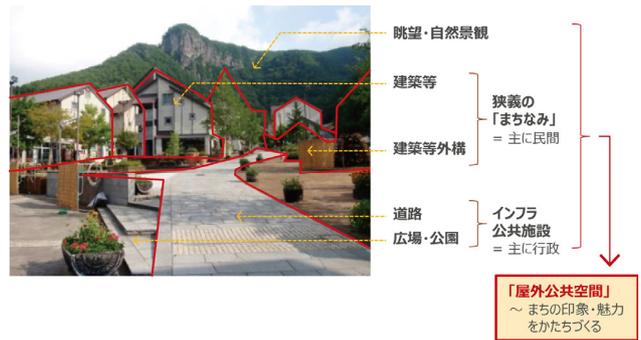


図-1 研究の対象とする「観光地の屋外公共空間」のイメージ（一例）

2. これまでの研究成果

前年度（平成30年度）までに得られていた研究成果の概要は以下のとおりである。

2.1 全国で特に評価の高い温泉街型観光地の共通点としての「6のパターン」

建築家・都市計画家であり研究者でもあるC.アレグザンダーは、著書「A Pattern Language」⁴⁾において、魅力的なまちの実現に寄与するようなまちや建築の姿の断片を言語的な記述として収集・整理し、253の「パターン」という形で提示した。これらの「パターン」は、アレグザンダーによる具体的な建築や都市の洞察・研究・実践の積み重ねから導き出されたもので、アレグザンダーはその方法論も含めて、都市計画的なトップダウン型のまちづくりではなく、ボトムアップ型のまちづくりの方法として提案している。

本研究でも、アレグザンダーのといった手法同様、具体の観光地事例の分析から“共通点”を抽出し、これを“魅力的な滞在型観光地に求められる要件の候補”として検討するという同様のアプローチを採用することから、ここでも「パターン」の語を用いることとした。このように、全国で特に評価の高い観光地の共通点は、観光地の魅力を高いものとするための「パターン」である可能性がある。

そこでまず、全国でも特に評価の高い6の温泉街型観光地を対象に、現地調査およびヒアリング調査を行い、それらの屋外公共空間の共通点の抽出を行った。調査対象とした観光地は、黒川・由布院・有馬・城崎・加賀山中・野沢の各温泉街で、観光ガイド誌⁵⁾や温泉街を対象としたランキング調査の結果⁶⁾などを参考に選定した。

これらの共通点を「観光地の魅力向上に寄与する屋外公共空間のパターンの候補」（試案）として整理したのが図-2である。

なお、温泉街型観光地を当初の調査分析の対象としたのは、「温泉街型」の観光地が以下のような特徴を備え、本研究の目的によく適合すると考えられるためである。

① 屋外での時間の過ごし方の提供

観光客に散策や回遊を促すものとして、観光地の側から、屋外に繰り出す理由や目的が提供されていること。
それが広く観光客に受け入れられていること。



①の例：黒川温泉(入湯手形)

② 観光地のアイデンティティとなる象徴景

当該観光地に滞在することの魅力強く印象づける風景(象徴景)が存在すること。
そのような象徴景は往々にして、当該観光地の名刺代わりとなり、観光ガイドの扉写真や観光ポスター等に広く採用されている。



②の例：黒川温泉

③ 豊かな自然と一体化した街並み

周囲に山林や農村などの豊かな自然環境があり、観光地の中核からもそれらを見通すことができること。また、街中にそれらの自然環境とつながりのある要素がちりばめられていること。
これらにより、周囲の豊かな自然と街並みの一体感が感じられること。



③の例：由布院温泉

④ 景観に優れた適度な長さの散策路

景観に優れた環境の中をゆっくりと散策できる環境が整っていること。
それにより、日常とは異なるその地ならではの世界観に十分に没頭できること。



④の例：有馬温泉

⑤ 散策や滞留の拠点となる広場等

散策や滞留の拠点となり、休憩、写真撮影などに利用できるゆとりある広場等が、観光地の中核に存在すること。
そのような広場等では、居ながらにして、観光地の風景や風情をいゆくまで楽しむことができる。



⑤の例：小樽

⑥ 歩行者優先の街路空間

往来する自動車に観光を阻害されることのないこと。



⑥の例：小布施

図-2 観光地の魅力向上に寄与する屋外公共空間のパターンに関する試案（「6のパターン」）

- ・「物見」よりも「滞在」に重点が置かれており、個別の「物見」の対象（例えば文化財や歴史的資源など）の有無やその良し悪しに観光地の評価が影響を受けにくい。
- ・独立性の高い集落状の形態を成しているものが多く、分析の対象として扱いやすい。

- ・類似の観光地が全国に多く分布している。
- ・類似の観光地間での客観的・相対的な魅力評価が広く実施されており（民間調査会社の全国人気温泉地ランキングなど）、評価の高い観光地の抽出が既存資料を利用して行える。

2. 2 全国 12 の温泉街型観光地の現地調査と「6 のパターン」への適合度評価の試行

仮説として得た「6 のパターン」については前掲の図-2 のとおりであるが、これらはわずか全国 6 の温泉街型観光地の共通点から導き出されたもので、普遍的に観光地の魅力向上に寄与するパターンであるとの裏付けのあるものではない。

そこで、これらのパターンに対する評価基準を仮に設定し、全国 12 の温泉街型観光地を対象とした適合度評価の試行を行い、「6 のパターン」と各観光地の屋外公共空間の適合の状況について確認することとした。

評価の試行にあたり、設定した評価基準は表-1 にまとめたとおりである。評価は、◎・○・△・×の4段階で行うこととし、それぞれに 1.5 点・1 点・0.5 点・0 点の 0.5 点刻みの点数を与え、6 のパターンについて合算する方式とした（最高 1.5 点×6 項目＝9 点満点）。

この評価基準を用いて、全国 12 の観光地の屋外公共空間について評価を試行した結果を表-2 に示す。

表-2 からは、当初現地調査の対象とした 6 の温泉街型観光地（表-2 橙色の観光地）のうち、野沢を除いては、適合点数が 6.5～8.5 点と高く、草津についても同様に 8.0 点という高得点になった。一方で、北海道内の 5 観光地（表-2 黄色）では適合点数が 4.0～6.0 点と比較的低い点数に留まった。

なお、ここで適合を評価した「6 のパターン」は、元来、当初現地調査の対象とした 6 観光地（2.1 節）の

表-1 「6 のパターン」の試案に対し設定した評価基準

	評価の基準
1. 屋外での時間の過ごし方の提供	◎ 観光地の側からの積極的な提案・提供がある。 ○ 多くの観光客の利用する過ごし方があるが、観光地からの積極的な提案・提供によるものではない。 ↳ 時間の過ごし方が提案・提供はされているものの、利用が限定的である。* △ 時間の過ごし方が提案・提供はされているものの、利用が限定的である。 ↳ 多くの観光客の利用する過ごし方があるが、観光地からの積極的な提案・提供によるものではない。* × そのような時間の過ごし方の提案・提供がない。
2. 観光地のアイデンティティとなるような象徴景	◎ ○に加え、なんらかのプラスアルファが存在する。 ○ 象徴景があり、メインストリート等に一致する。 △ 象徴景があるものの、メインストリート等に一致しない。 × 確たる象徴景が存在しない。
3. 豊かな自然と一体化した街並み	◎ 周囲の自然への見通しと、近景部分に配置された自然要素の双方が存在する。 ○ 周囲の自然への見通しが存在する。 ↳ 周囲の自然への見通しと、近景部分に配置された豊かな自然要素のいずれかが存在する。* △ 周囲に豊かな自然は存在するものの、観光地のメインエリアからは見通せない。 × そのような自然の気配に乏しい街並みである。
4. 景観に優れた適度な長さの散策路	◎ ↓の散策路が存在し、メインストリートに一致する。 ○ 景観に優れた、適度な長さの散策路が存在する。 △ 景観に優れた散策路は存在するものの、散策路の長さやアクセス等に難がある。 × 景観に優れた散策路が存在しない。
5. 散策や滞留の拠点となる広場等	◎ ↓に合致する広場等があり、眺望に優れている、または風景上のハイライトに存在する。 ○ 散策や滞留の拠点となる広場があり、散策ルートやメインストリートに接している。 △ あるが、町外れや路地裏等にあり、立地が良くない。 × そのような広場等が存在しない。
6. 歩行者優先の街路空間	◎ メインストリート等の空間が、歩行者専用である。 ○ ↑の空間が、歩車共存の空間で、自動車交通量もさして多くない。 △ ↑の空間が、車優先の一般的な歩車分離の街路構成だが、自動車交通量はさして多くない。 × ↑の空間について、自動車交通量が多い。

* 青字は、2.4節の分析の時に変更して採用した基準。

表-2 各観光地「6のパターン」への適合の評価結果および以降の分析に用いる温泉街全体の魅力度評価値

	黒川	由布院	有馬	城崎	加賀山中	野沢	登別	洞爺湖	定山溪	阿寒湖	層雲峡	草津
1. 屋外での時間の過ごし方の提供	◎ 入湯手形	○ 店舗の集積	○ 店舗の集積	◎ 外湯めぐり	◎ 鶴仙溪川床	◎ 外湯	○ 地獄谷散策	×	△ 足湯・カッパめぐり	○ 店舗の集積	×	○ 湯畑周辺散策
2. 観光地のアイデンティティとなるような象徴景	◎ 丸鈴橋	○ 湯の坪街道	○ 金の湯	◎ 大蔵川柳並木	△ 鶴仙溪川床	△ 大湯・麻釜	△ 地獄谷	△ 洞爺湖・中島	○ 豊平川渓谷	△ 阿寒湖	○ キャニオンモール	◎ 湯畑と街並み
3. 豊かな自然と一体化した街並み	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	◎	△	◎	◎
4. 景観に優れた適度な長さの散策路	◎ 川端通り等	◎ 湯の坪街道	◎ 湯本坂等	◎ 大蔵川沿い等	◎ 鶴仙溪/かき野街道	×	△ 地獄谷周辺	△ 湖畔遊歩道	△ 豊平川渓谷	○ 湖畔遊歩道	△ モール200m	◎ 湯畑周辺
5. 散策や滞留の拠点となる広場等	◎ 丸鈴橋	△ 駅前/金鱗湖	○ ねね橋/金の湯	◎ 大蔵川の石橋群	◎ 菊の湯前広場	△	○ 泉源公園	◎ 湖畔遊歩道	◎ 月見橋	◎ 湖畔公園	○ キャニオンモール	◎ 湯畑周辺
6. 歩行者優先の街路空間	○	○	○	○	△	○	○	×	○	△ 中央通り	◎ キャニオンモール	○
上記6のパターンへの適合点数(最大9.0)	8.5	6.5	7.0	8.5	6.5	4.0	4.5	4.0	6.0	5.0	5.5	8.0

民間調査会社による温泉地ランキング調査¹⁰⁾によるアンケート調査結果からの引用

「もう一度行ってみたい」の得票数	1094	1793	979	820	557	383	1503	652	562	501	473	1824
						※ 加賀温泉郷						

共通点から抽出されたものであるため、それら6観光地で適合度が高くなるのは自明である。しかし、全国的にも評判が高く、2013年以降景観街並み整備にも継続して取り組まれている草津⁷⁾⁸⁾で同様に適合度が高く、全国的な評価ではそれらに劣る北海道内の温泉街で適合度が低くなったことは、それらの温泉街の屋外公共空間に明らかな性格の違いのあることを示唆していると考えられる。

2.3 パターンへの適合度と観光地の魅力評価との関係に関する分析

次に、観光地の屋外公共空間に関する「6のパターン」への適合と、観光地の総合的な魅力とがどのような関係にあるかについて分析を行った。

しかしここで用いるのに適当な、各観光地の魅力を統一的に、比較可能な形式で示す指標にはなかなか適当なものがない。例えば、観光入込み客数や宿泊者数などの統計調査資料もあるが、観光地の立地や利便性などによる影響も大きいと考えられ、各観光地を横並びで比較するには適さない。各観光地の観光協会等にて、独自に観光客や宿泊客にアンケート調査を行い、満足度や再来訪意欲について把握しているケースは多いと考えられるが、結果が公表されていない。そこで今回は、毎年いくつかの民間の調査会社等が実施し結果を公表している温泉地ランキング調査の調査結果の中から、最も調査内容が充実しているもの⁹⁾を用いて採用することとした。

分析に採用した魅力度指標は、表-2の下部に併記した「もう一度行ってみたい」の得票数である。これは、平成27年8月にインターネット上で実施されたアンケート調査⁹⁾において、「これまでに行ったこ

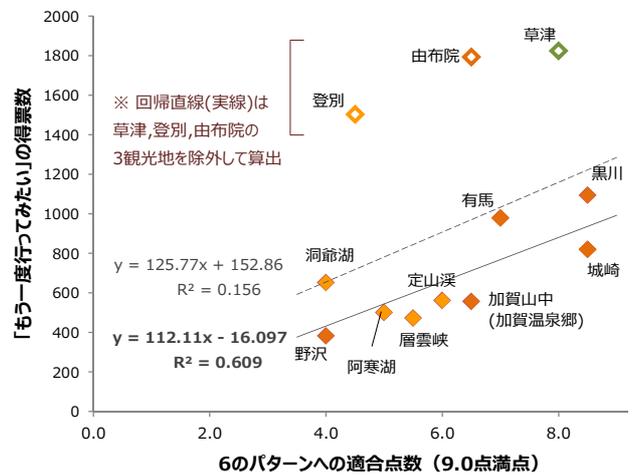


図-3 パターンへの適合点数と温泉街の魅力評価値との関係

とがある温泉地のうち『もう一度行ってみたい』温泉地』との設問に対して回答された数を集計したもので、1位は2,024票(箱根温泉)とされている(複数回答5つまで、回答者数12,062人)。

この「もう一度行ってみたい」の得票数を縦軸に、表-2による6のパターンへの適合得点を横軸にとりてこれらの関係を図化したものが図-3である。図中の2本の回帰直線のうち、実線のは草津・登別・由布院の3観光地を除いた9観光地のプロットについて回帰直線を引いたもので、破線の回帰直線と比較して強い相関が確認できた。これら除外した3観光地に共通するのは、それぞれ北海道・九州・北関東を代表する一大温泉地であることであり、したがってこれらの知名度、訪れる人の数、大衆的な評価などが「もう一度行ってみたい」の得票に強く影響を及ぼした可能性が考えられる。

このことから、以下のように分析と考察の結果をとりまとめる。

表-2 に示した「6 のパターン」への適合度と、観光地の総合的な魅力との間には、正の相関関係が認められる。この相関関係は、登別・由布院・草津の3観光地のプロットを除外すると大きく強まる。したがって、観光地の総合的な魅力は、今回仮説として示した屋外公共空間に関する「6 のパターン」によってのみ決まるものではないが、この「6 のパターン」への適合は、観光地の総合的な魅力と少なからずの関係があると考えることができる。つまり、観光地の総合的な魅力に関し、6 のパターンへの適合度はよいバロメーターとなると示唆される。

2.4 一般の街歩き型観光地を対象とした「6 のパターン」への適合度評価の試行

一方で、これまで述べてきた「6 のパターン」の仮説、および2.2～2.3 節の分析は、ともに温泉街型の観光地を対象としたもので、したがって、温泉街型以外の一般の観光地にも適用できるという証左は得られていない。

そこで、表-3 に示す 10 の観光地を対象として、新たに現地調査と、「6 のパターン」への適合度評価の試行を行った。対象とした観光地は、徒歩圏規模、観光地の独立性といった条件を継承しつつ、全国で評価の高い街歩き型の観光地から選定したものである。調査および評価の対象は表-3 に示した調査対象エリアおよびその中核を中心として、徒歩圏規模の範囲（およそ半径 500m 程度）の範囲である。用いた評価基準は表-1 のとおりで、表中に注記したとおり、2.2 節の 12 温泉街型観光地を対象として行った分析の際とは、ごく一部を修正して用いている。

10 観光地、6 のパターンへの適合度の評価結果は表-4 のとおりである。小布施・近江八幡・倉敷・門司港の4観光地が7点以上となり、長浜・津和野・宮島の3観光地が6点台、以下、萩と松江が5点台で続き、会津若松のみ大きく離れた結果となった。したがって10の観光地のうち、7の観光地が適合度6.0点以上、9の観光地が5.0点以上と、調査対象とした観光地の多くでは「6 のパターン」への適合度が高い傾向にあった。

一方、各パターンごとに見てみると、いずれの観光地でも評価が高いのは、「4. 景観に優れた適度な長さの散策路」「5. 散策や滞留の拠点となる広場等」「6. 歩行者優先の街路空間」の3つであった。また、「3. 観光地のアイデンティティとなる象徴景」については◎評価こそないものの横並びの傾向であった。

各観光地で差がついたのは、「1. 屋外での時間の過ごし方」と「3. 豊かな自然と一体化した街並み」の2つであった。前者については各観光地で取り組みに違

表-3 調査の対象とした観光地の一覧

調査対象観光地		
観光地名	調査対象エリアまたはその中核	所在地
会津若松	七日町通り	福島県 会津若松市
小布施	修景地区	長野県 小布施町
長浜	黒壁スクエア	滋賀県 長浜市
近江八幡	八幡堀	滋賀県 近江八幡市
松江	京橋川・カラコロ工房・松江城	島根県 松江市
津和野	殿町通り	島根県 津和野町
倉敷	美観地区	岡山県 倉敷市
宮島	厳島神社参道	広島県 廿日市市
萩	堀内・城下町エリア	山口県 萩市
門司港	門司港レトロ・船溜まり	福岡県 北九州市

表-4 10 観光地の「6 のパターン」への適合度の評価結果

	会津若松	小布施	長浜	近江八幡	松江	津和野	倉敷	宮島	萩	門司港
1. 屋外での時間の過ごし方	×	◎ オープンガーデン	◎ 黒壁巡り	○ 八幡堀 遊覧船	○ 堀川 遊覧船	×	○ 倉敷川 舟流し	△ 門前町(店舗)	×	×
2. 観光地のアイデンティティとなる象徴景	△ 若松城	○ 乗の小径	○ 黒壁スクエア	○ 八幡堀	△ 松江城・堀川	○ 殿町	○ 美観地区	△ 厳島神社・紅葉山	○ 鍵曲・城下町	○ 船溜まり
3. 豊かな自然と一体化した街並み	×	◎	×	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
4. 景観に優れた適度な長さの散策路	△ 七日町通り	◎ 修景地区界隈	◎ 黒壁スクエア界隈	◎ 八幡堀遊歩道	○ 京橋川周辺	◎ 殿町界隈	◎ 倉敷川 等	◎ 海岸沿い遊歩道	○ やや冗長	◎ 船溜まり界隈
5. 散策や滞留の拠点となる広場等	○ 七日町市民広場	○ 笹の広場	○ Cafe 96	○ 八幡堀親水広場	○ カラコロ広場等	◎ 橋詰であい広場	◎ 今橋 等	◎ 海岸沿い遊歩道	△	◎ 船溜まり周辺
6. 歩行者優先の街路空間	×	○ 修景地区内	○ 黒壁スクエア	○ 八幡堀周辺	○ 京橋川周辺	○ 殿町通り周辺	○ 美観地区	○ 参道・遊歩道	○ 堀内・城下町	◎ 船溜まり地区
上記6のパターンへの適合点数(最大9.0)	2.0	7.5	6.0	7.0	5.5	6.5	7.5	6.5	5.0	7.0

いがみられることを示している一方、後者については、自然環境は豊かでないが魅力的な観光地もあり得るということを示しているように考えられる。

2. 5 観光地等の空間整備事例との照合

次に、具体的な観光地の空間整備事例と 2.2 節で得られた「6 のパターン」との照合を行うとともに、それらを掘り下げるかたちで観光地の魅力向上に寄与する屋外公共空間の要素・要因の候補を整理した。

これに関し、近年空間整備が行われ、整備後の空間について高い評価を得ている観光地等については、それらの整備の内容が観光地等の魅力向上に寄与している可能性がある。そこで、都市景観大賞¹⁰⁾や土木学会デザイン賞¹¹⁾、既存の事例集などを参考に、評価の高い公共空間の整備事例を収集し、それらの整備内容と「6 のパターン」の照合を行うとともに、「6 のパターン」に該当しない整備項目の抽出を行った。

調査の対象とした公共空間の整備事例、および「パターン」との照合結果を一覧に表-5 に示した。図-4 には収集事例の一例として、公共空間整備の概要、整備内容の抽出、「6 のパターン」との照合の一例を示した。

この調査から以下のことが明らかになった。

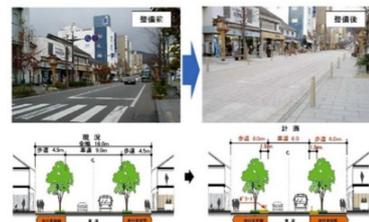
- ・各整備事例における整備内容と照合すると、「6 のパターン」に含まれていないものとして、A.高質な空間整備、B.道路および沿道のベンチ等、C.街並みの統一、D.電線類の撤去・見通しの確保といった項目が見つかった(表-5 下方)。
- ・いずれの整備事例でも、整備前と整備後を比較して、当初の 6 項目(パターン)および新たな 4 項目への適合度が大きく増大している。
- ・特に、A.高質な空間整備、C.街並みの統一、D.電線類の撤去・見通しの確保の 3 項目はいずれの事例でも適合度が高い。
- ・北九州、草津、鶴岡の事例では、整備内容と当初 6 のパターンとの適合度が非常に高い。
- ・松山、長野、川越の事例では、当初 6 項目との適合度が 6 点を下回っているが、「5.散策や滞留の拠点となる広場等」や「6.歩行者優先の街路空間」といった項目との適合が低めである。
- ・これらの 3 事例(松山、長野、川越)は地区を貫く幹線的な街路 1 本を主たる対象とした整備であり、こういった事例では、ゆとりある歩行者空間・潜在空間を十分に確保することが難しいことを示唆していると考えられる。

整備事例：松山市 ロープウェイ通り



- ・車道の 1 車線化・道路線形改良
= 歩行者優先の街路空間【パターン6】
- ・アーケード撤去と電線類の地中化
= 電線類の撤去★、見通しの確保★
- ・デザインガイドラインによる沿道建物外壁面の整備
= 街並みの統一【パターン4】
- ・歩道の美装
= 歩道舗装の高質化★
- ・道路付属物の修景
= ストリートファニチャー類のデザイン★
- ・植栽整備
= 自然と一体化した街並み【パターン3】

整備事例：長野市 善光寺表参道商店街(中央通り)



- ・歩道を車道側へ 1.5m 拡張、歩車道のフラット化
= 歩行者優先の街路空間【パターン6】
- ・石畳で舗装
= 歩道舗装の高質化★
- ・植栽の整理
= 見通しの確保★
- ・沿道店舗等による緑化の設置
= 道路・沿道の休憩滞留スペース★

図4 各観光地等の整備事例調査における公共空間整備内容の抽出および「パターン」との照合の一例

2. 6 「6 のパターン」の拡張とカテゴリの導入

2.5 節の観光地等の整備事例の調査、および、別途実施した有識者意見交換会(平成 29 年度に 3 回、計 9 名の観光や景観を専門とする学識有識者に参加いただき実施)での議論を踏まえ、今年度の検討にあたり仮説としていた「6 のパターン」(図-2)について、項目の拡張を行うとともに、上位のパターン/ヒエラルキーの候補にあたるものとして、当該地域での過ごし方の観点から新たに 4 つのグループを設定した。

整理後の新たなパターンとそのカテゴリ分類は、表-6 に示したとおりである。次年度以降はこれを新たな仮説として、さらなる検討に取り組むこととする。

2. 7 “広場等”のデザインセオリーの抽出と検討

観光地等の広場の設計に求められるものを把握し示すため、既往の文献資料等から、広場の設計技術・設計理論に関する記述抽出を行った。

抽出の対象としたのは、国内外の著者による、広場や街路、屋外空間の設計手法について論じた資料、計 10 資料¹²⁾である。当該資料から、広場の計画および設計に関する記述を抽出して分類整理を行い、表-7 に示す 15 項目を得た。表-8 に、このうちの分類項目の一つと、抽出された記述の一覧を一例として示す。

次に、これらの 15 項目について、国内外の広場の優良整備事例との適合の確認を行い、仮説の有効性の検証を行った。適合の確認に用いた広場の優良整備事例は、国内外の表彰事例等をもとに抽出を行った 51 の広場空間である。整合の検証結果の一例を表-9 に、要約を表-10 に示す。

表-6 拡張・再構成後のパターンの一覧と想定される各敷地における配慮事項の一例

カテゴリ ・パターン	旧パターンとの対応	各敷地における配慮事項の例				
		道路街路	公園・広場	沿道敷地/外構	沿道敷地/建築	自然地・農地
見る：景観・空間の質	・ 観光地のアイデンティティとなる象徴景	パターン2				
	・ 域内の緑と周囲の景観への眺望	パターン3	植栽	植栽	植栽	眺望への配慮
	・ 整えられた街並み	・	舗装、街具等	舗装、街具等	舗装、街具等	景観の統一(形態、材料、色彩、意匠)
歩ける：歩ける空間	・ 適度な長さの散策路	パターン4				
	・ 歩行者優先の街路空間	パターン6	歩行者優先の環境づくり	・	駐車スペースの扱い	・
休める：くつろげる空間	・ 散策や滞留の拠点となる広場等	パターン5	・	立地、眺望	立地、眺望	・
	・ 道ばたの休憩空間	・	居心地のよいベンチ	アクセスしやすい休憩空間	ベンチ、木陰緑陰、滞留スペース	・
過ごせる：屋外で時間を過ごせる	・ 屋外での時間の過ごし方の提供	パターン1		オープンカフェ、足湯	オープンカフェ	観光、散策プログラム

表-7 抽出された広場の計画・設計に関する記述の分類整理

検討単位	空間計画・設計上の配慮事項
空間構成	1. 適正な密度感の創出
	2. 自然と利用される場所
	3. 象徴的な場所
空間構成 ～空間構成要素	4. 水面や景観資源への眺望
	5. 広場内の高低差
	6. 境界部のつくり方
	7. 守ってくれるもの
	8. 空間(シーケンス)の構成/ストーリー
空間構成要素	9. 通路(歩道)と溜まり(広場)の分離
	10. 自由な腰かけ
	11. 豊かな/温かみのある素材
	12. 広場内の目を楽しませるもの
空間運営	13. 「となりの」にぎわい
	14. 植物・植栽・緑の適切な配置と管理
	15. にぎわいの運営

表-8 記述の分類項目と抽出された記述整理の例(抜粋)

大項目	中項目	内容
(1) 適正な密度感の創出	【空間構成】 空間の適正規模、空間の形状/D/H 【空間構成要素】	
適正規模の参考となる数値	面積	・ 公共生活には十分な規模は、約45×60フィート(14×18m) ・ 最もうまく機能している規模は、直径60フィート(18メートル)と25.4m ・ 利用時間帯の平均的人数(P) ⇒150P平方フィート(14P㎡)～300P平方フィート(28P㎡)
	D/H	D/H>3 ⇒ 海洋とした空間 D/H=1～2 ⇒ 大通り D/H>1 ⇒ 雑密で居心地の良い空間
密度感	空間は小さめにつくる	・ 他人との結びつきが半意識でき、緩い絆で結ばれる一体感を持つ規模は、約70フィート(21m)以下の広場 ・ すべての位置と周辺との関係が異なっていることを勘案し、広場の寸法を制限することに関するリンチやゲールの示唆を考慮しているか。快適な寸法として、リンチは25ft×100ftを、ゲールは70ft×100ft(イベントを見物する最大距離)を提案している。 ・ 40フィート(12ft)の寸法を採用すると親密な感じのする規模になると示唆している。80フィート(24ft)までならなお楽しい人間のスケールになるが、過去の成功した開かれた広場のほとんどは450フィート(135ft)を超えるものはない。
	空間をやや小さめにつくること	・ 空間をやや小さめにつくること ・ 利用のピーク時に閑散として見えないこと ・ まとまりがよく、歩いて利用できること ・ 密度の高い開発とすること ・ 歩行者利用が限られている小都市は空間の規模は控えめにすること
空間の分割	サブ空間	・ 大きい広場なら、利用者のために多様な実験的環境を提供するべくサブ空間に分割しているか。 ・ サブ空間をつくり出すためにレベルの変化、植栽の多様性、座具の配列のような特徴を活用しているか。 ・ サブ空間は、利用者が孤立感をもたない形に他のサブ空間と分離しているか。

表-9 15の仮説項目と51の優良広場事例との整合の検証結果の一例

地域	空間構成に起因			空間構成、空間構成要素に起因										空間運営に起因	○回数	
	(1) 適正な密度感の創出	(2) 自然と利用される場所	(3) 象徴的な場所	(4) 水面や景観資源への眺望	(5) 広場内の高低差	(6) 境界部のつくり方	(7) 守ってくれるもの	(8) 空間(シーケンス)の構成/ストーリー	(9) 通路(歩道)と溜まり(広場)の分離	(10) 自由な腰かけ	(11) 豊かな/温かみのある素材	(12) 広場内の目を楽しませるもの	(13) 「となりの」にぎわい			(14) 植物・植栽・緑の適切な配置と管理
1 富士山本宮浅間神社 神田川ふれあい広場	○	○	?	○	×	?	○	×	○	○	○	○	×	○	×	9
2 札幌市北3条広場	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○	11
3 ログロード代官山	○	△	×	×	○	×	○	△	×	×	×	×	○	△	○	6
4 行幸通り・行幸地下連絡	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	9
5 豊田公園	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	○	○	?	9
6 ハルニレテラス	○	-	×	○	○	-	○	○	×	○	○	×	○	○	○	12
7 旧牧瀬橋山 北沢地区工作工場跡地広場	×	-	-	○	×	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2

表-10 仮説と広場の優良整備事例の照合結果の概要

検討単位	空間計画・設計上の配慮事項の試案	51事例における適合件数
空間構成	1. 適正な密度感の創出	35
	2. 自然と利用される場所	31
	3. 象徴的な場所	21
空間構成 ～空間構成要素	4. 水面や景観資源への眺望	33
	5. 広場内の高低差	27
	6. 境界部のつくり方	14
	7. 守ってくれるもの	27
	8. 空間(シークエンス)の構成/ストーリー	12
空間構成要素	9. 通路(歩道)と溜まり(広場)の分離	29
	10. 自由な腰かけ	33
	11. 豊かな/温かみのある素材	31
	12. 広場内の目を楽しませるもの	23
空間運営	13. 「となりの」にぎわい	26
	14. 植物・植栽・緑の適切な配置と管理	30
	15. にぎわいの運営	19

結果からは、仮説として設定した 15 項目と比較して、広場の優良設計事例であっても、平均すると適合度はさほど高くない。平均で約 8 点、最低は旧佐渡鋤山遺構広場(新潟県佐渡市)、ベルテラスいこま(奈良県生駒市)、三角東港広場(熊本県宇城市)の 2 点、次いでメリケンパーク(兵庫県神戸市)の 3 点であった。一方では、15 項目のうち半数程度は平均的に達成されていると読むこともできる。

基本的には、前述の三角東港広場、メリケンパーク、あるいは油津堀川運河広場(宮崎県日南市)などの海沿いあるいは水辺沿いの多目的な広場や、ベルテラスいこまのほか、マーチエキュート神田万世橋(東京都千代田区)などの通過型の広場で適合度が低かった。一方で、適合度の高い広場も少なからずあり(例えば、ハルニレテラス(長野県軽井沢町)の 13 点、南池袋公園(東京都豊島区)や新宿三井ビル 55 広場(東京都新宿区)の 12 点など)、これらは食事やピクニックなどの比較的ゆっくりとした滞在に利用されることを考えられた広場である。したがって今後はこの 15 項目をベースとしつつも、広場のタイプ、利用目的、規模などを考慮して、設計上の配慮事項を整理する必要があると考えられる。

2.8 観光客の観光行動や観光地評価に関する調査分析

本研究においては、観光地等の屋外公共空間の分析をもとに研究を進めてきたが、利用者である観光客の評価や利用の実態も踏まえる必要がある。特に国内の観光地と海外の観光地の違い、日本人観光客と海外観光客の観光のスタイルや観光地への印象・評価の違いは、欠かせない視点である。

そこで、国内外の観光経験者を対象に、観光地の評価や、当該観光地での過ごし方を尋ねるアンケート調査を実施し、これをもとに観光地の空間と観光客の観光行動の関係や、観光地やその屋外空間に対する国内外の観光客の評価の違いなどについて把握した。

アンケートの調査概要は表-11 のとおりである。各回答者に「過去に訪れたことのある観光地のうち、良い印象が強く残っている観光地」をいくつかリストアップしてもらい、そのうちの 1 つないしは 2 つについて、その観光地での滞在経験の内容や観光地の印象を尋ねた。設問数はやや過大との懸念もあったが、回答結果や自由回答の記述内容を確認する限り、各回答者の過去の旅行経験と照らし合わせながら興味をもって丁寧に回答いただけたと判断した。

以下、アンケート調査の分析結果から確認できた事項について、抜粋して述べる。

2.8.1 観光地での散策と観光地への来訪回数

調査結果からは、「リピートで訪れた観光客は散策などの観光行動をより多く実施している」あるいは「そのような散策行動が可能な観光地がリピートする観光地として選ばれている」と考えられる。

図-5 は、これに関連し、回答の観光地を訪れた際に実施した散策の有無、散策の時間、散策の理由などについて尋ねた結果を、別途設問への回答結果をもとに当該観光地への訪問回数別に示したものである。観光地への来訪がはじめての場合よりも、2 回目以降の場合に散策の実施率がやや高く、散策時間も長くなっている。また、散策の目的については、「点在する観光地や観光スポットをめぐるため」「ぶらぶらと街歩きのため

表-11 アンケート調査(H30)の実施概要

	アンケート I	アンケート II	アンケート III
対象者	邦人 400名	邦人 200名	外国人(英語圏) 100名 香港、イギリス、アメリカ、 オーストラリア 各25名
調査対象	日本の観光地	海外の観光地	日本の観光地
実施時期	2019年2月		
設問内容	・過去に訪れたことのある観光地 ・当該観光地での滞在経験の内容、散策や休憩に関する事項 ・当該観光地やその屋外公共空間に対する印象・評価		
設問数	57問	37問	38問
調査方法	WEBアンケート調査(アンケート調査会社への委託)		
回答者の抽出方法	委託先の調査会社に登録のモニター会員から、回答者条件に適合する回答者を無作為抽出して先着順で回答を募集。		
スクリーニング条件	世帯年収、国内旅行頻度、海外旅行経験など		

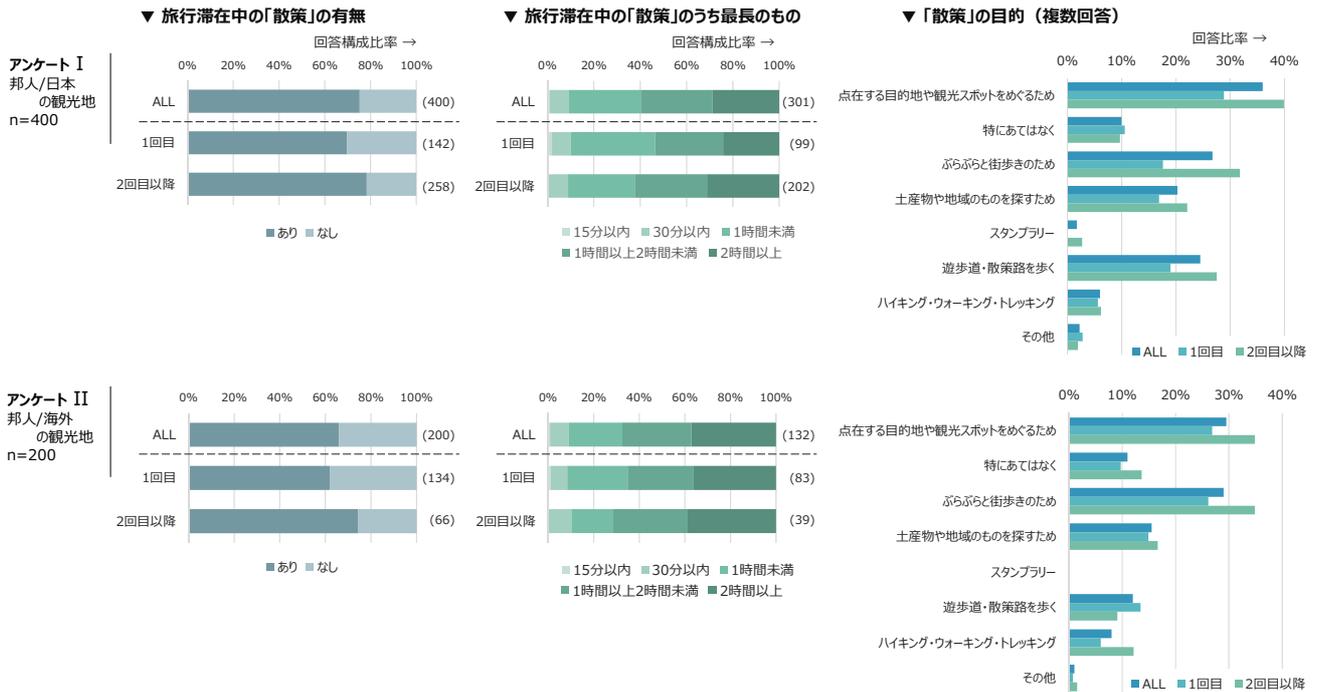


図-5 当該観光地への訪問回数別、旅行滞在中の「散策」の有無(左)、散策時間(中央)、散策の目的(右)

め」などの回答が1回目よりも2回目以降の場合に回答率が上がっていることが確認できる。

2. 8. 2 観光地での屋外休憩時間の国内外比較

調査結果からはまた、日本人は日本の観光地の屋外空間であまり長い休憩を行わない傾向にあるが、外国人は日本の観光地においても屋外空間での長い休憩を行っており、日本人も海外の観光地では長い屋外空間での休憩を実践していることが明らかになった。

図-6は、これに関連し、当該観光地での滞在中(散策中)に行った屋外空間での休憩の経験について、その時間、場所、きっかけ、過ごし方について尋ねた結果を示したものである。

屋外休憩の時間としては、アンケートI(日本人>日本の観光地)よりもアンケートII(海外観光地)、さらにアンケートIII(外国人>日本の観光地)で長くなっている(図-6左)。特に、アンケートIでは、休憩時間30分以内で過半を占めているが、アンケートIIIでは、休憩時間1時間超が過半を占めており、外国人観光客はより屋外での滞在・休憩に長く時間を費やしていることが読み取れる。

また同結果からは、より長時間の滞在・休憩をうながすにあたっては、イス・ベンチ以外の座れる場所の充実・提供が重要であることがわかった。例えば図-6右において、屋外での滞在・休憩の場所(設備)としては「イス・ベンチ」とする回答が全体的に多いが、アンケートIIやIIIで顕著なように、休憩時間が10

分を超えるような場合には「イス・ベンチ」の構成比率は40%程度以下まで低下している。特に、休憩時間が1時間を超える場合には「テーブル付のイス」の回答比率も低下して「地面に座って」などの回答が多くなっている。

2. 8. 3 屋外休憩のきっかけと過ごし方

調査結果からは、「観光地らしさ」や「風景」が楽しめることが屋外空間での休憩のきっかけとして重要な要因を占め、それが飲食等のゆっくりとした滞在や休憩に波及していると考えられる。

図-7は、これに関連し、屋外休憩のきっかけと、その過ごし方について、休憩時間の長さに関する回答で区分して集計した結果を示したものである。

休憩のきっかけ(図-7左)としては「観光地らしさを感じられる」および「風景が楽しめる」が高い回答率(回答者数の50%以上)を示す一方、「美味しいような飲食店」や「空腹感」は中位以下の回答率(回答者数の20%程度以下)となっている。一方で、休憩の過ごし方(図-7右)としては、「おやつ・間食」「食事」などの回答率が、休憩のきっかけの設問の場合に比較して高い傾向にあり、特にアンケートIIIの場合は、回答者数の30~40%程度に及んでおり、双方を足すと50%を超える結果となった。

2. 8. 4 観光地評価の国内外比較

外国人観光客による評価が、日本人観光客による評価と比較して高い観光地には、支笏湖、洞爺湖など、

15 魅力ある地域づくりのためのインフラの景観向上と活用に関する研究

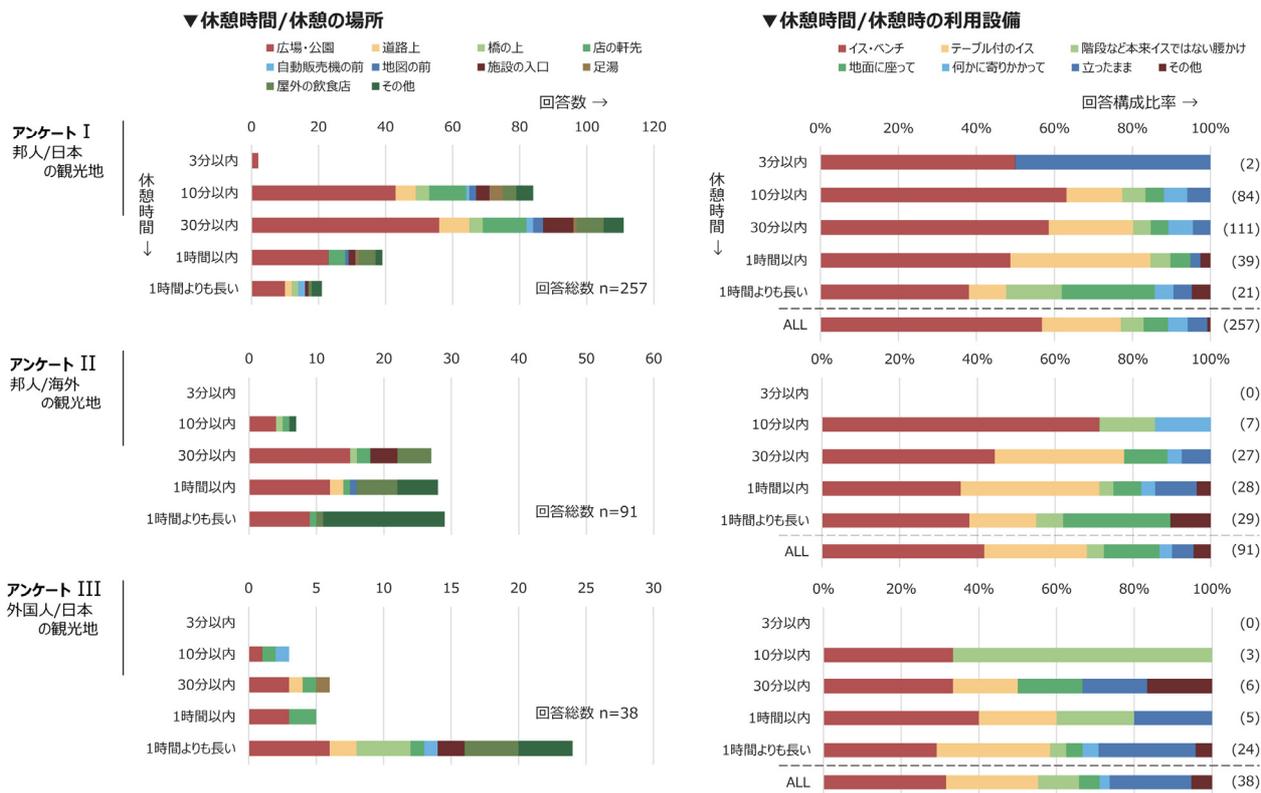


図-6 屋外空間での休憩時間の長さ別の、休憩の場所（左）および利用設備（右）

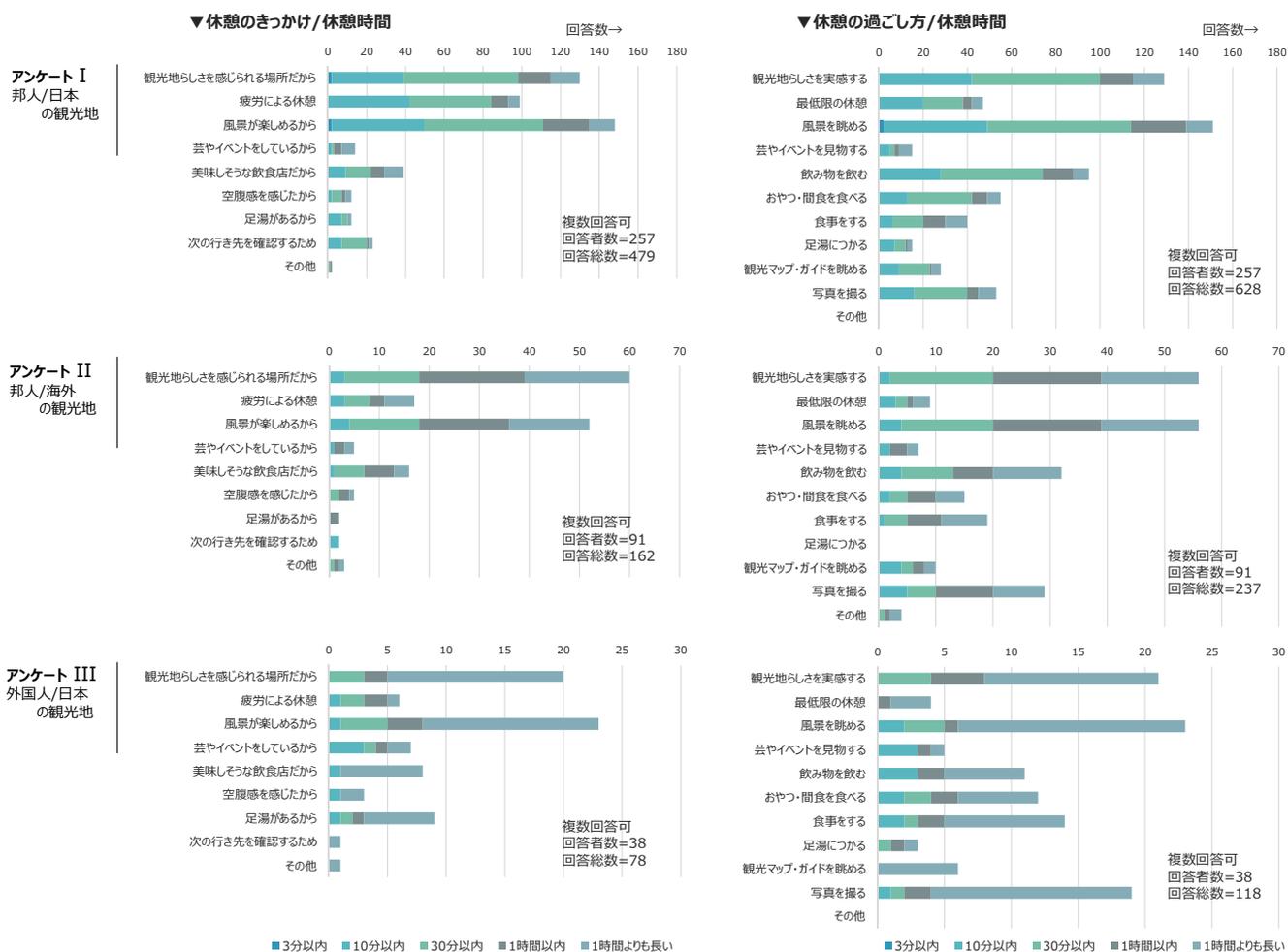


図-7 屋外空間での休憩のきっかけ（左）および休憩の過ごし方（右）

温泉と自然景観が結びついた観光地や、馬籠、近江八幡、長浜など、暮らしの雰囲気のある重要伝統的建造物群保存地区のある観光地がある。一方で、函館、小樽、宮島、伊勢、鎌倉、会津若松などは、日本を代表する観光名所として著名な観光地であるが、外国人観光客の評価より日本人観光客の評価のほうが高い傾向にある。

図-8は、「良い印象が強く残っている観光地」（各回答者3観光地まで）としての回答数を、「過去に訪れたことのある観光地」（すべて回答）としての回答数で除したものの、すなわち「良い印象が強く残っている観光地としての回答率」を観光地ごとに示したものである。横軸に日本人観光客の回答率（アンケートI）、縦軸に外国人観光客の回答率（アンケートIII）をとって比較できるようにしてある。

対象の観光地は、あらかじめ選択肢として用意した53の国内観光地からの選択式であり、全観光地の平均は図に紫色のプロットで示した。したがって、これと原点を結ぶ破線のラインより左上にある観光地は、日本人観光客の評価よりも外国人観光客の評価が高い観光地であると言え、破線のラインより右下にある観光地はその逆である。このグラフから、本項の冒頭に述べた外国人観光客と日本人観光客の、国内観光地に対する評価の違いが読み取れる。

なお、外国人観光客のほうが、日本人観光客にたず

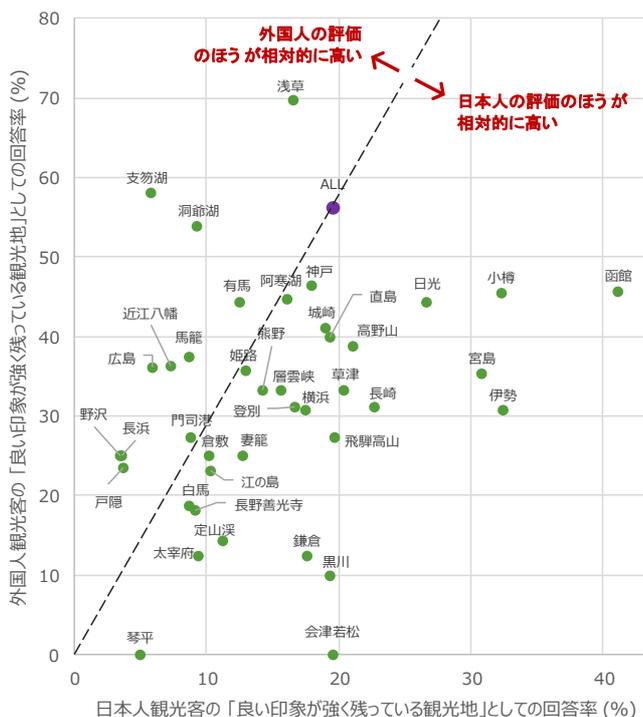


図-8 「良い印象が強く残っている観光地」としての回答率の日本人観光客と外国人観光客比較

ねた場合と比較して「印象に残った観光地」としての回答率が全体的に高くなっているが、これは分母にあたる、訪れたことのある日本国内の観光地の回答総数が少ないためである。

3. 本年度（令和元年度）の研究成果の概要

昨年度までの研究の成果である、「観光地の魅力向上に寄与する屋外公共空間のパターン」（4カテゴリ・8項目、表-6）と、「観光地等の広場の設計上の配慮事項」（15項目、表-7）をもとに、これらを「観光地診断のポイント・仮説」とした上で（図-9）、実在の観光地を対象に観光地の屋外公共空間の診断および改善提案のケーススタディを行った。ケーススタディの過程から、「観光地診断のポイント・仮説」の課題や改善点をリストアップし、それをもとに「ポイント・仮説」の拡充加筆修正を行い、「観光地の屋外公共空間の診断マニュアル（素案）」として取りまとめた（4章～5章）。

また、これまでの徒歩圏スケールの観光地単位の研究に加え、自動車等で周遊するような広域的な観光エリアを研究の対象とすることとし（平成30年度研究実施計画変更）、各地方自治体における観光エリア内の道路等の景観向上に資する取組みの実施状況に関する現状調査を行った（6章）。

4. 「観光地診断のポイント」に基づくケーススタディ

昨年度までの研究の成果から、前述のとおり観光地の屋外公共空間に関する「診断のポイント・仮説」を取りまとめた（図-9）。これに基づき、全国いくつかの実在の観光地（函館・野沢温泉・姫路・草津温泉）を対象に、観光地の屋外公共空間の診断および改善提案のケーススタディを行った。

「診断のポイント・仮説」に基づく屋外公共空間の「改善提案」のケーススタディは、函館および野沢温泉を対象として行った。また、「診断」のケーススタディは、過去に空間整備が行われ、高評価を得ている事例の前後および整備内容を対象とすることとし、姫路および草津温泉を対象とした。

4.1 屋外公共空間の改善提案のケーススタディ

屋外公共空間の改善提案のケーススタディは、函館（北海道函館市）および野沢温泉（長野県野沢温泉村）を対象として行い、ケーススタディの過程から、「診断のポイント・仮説」の課題や改善点をリストアップした。以下では、函館を対象として行ったケーススタディの概要について述べつつ、両観光地における改善提案の実践の過程から得られた知見を整理する。

4. 1. 1 ケーススタディの概要

観光地診断のポイント・仮説(図-9)にて設定した、空間レベルと観光地レベルの2群に対応するものとして、本ケーススタディでも、各観光地、徒歩で一息にまわるようなおおよそ直径1kmにおさまる範囲を「観光地レベル」の診断の対象として設定したほか、空間レベルの診断を行う範囲として、端端でおおよそ100m規模の広場等の空間を各観光地に2箇所ずつ設定して、

観光地の屋外公共空間の診断マニュアル素案
観光地診断のポイント たき台

(8) 自由な緩かけ

- ・休憩/滞在のための空間には、利用者の座りたい/滞在したいらしい。
- ・しかし、豊かな緩かけが求めらる。そこで空席時にも「空き」を確保。それはベンチよりもくつろいだりした。

事例

・

如方

- ・十分な数の緩かけ。
- ・ベンチ以外のさまざまなタイプ。
- ・多様な姿勢で利用できる、背、適切な座具の向き(水面や木の良さ)。

数値的基準の参考例

- ・広場の面積 10㎡ごとに1mの
- ・1次の座具(ベンチやスツール)

備考

- ・関連項目 →6.守ってくれるもの、7.遊路と溜まりの分離
- ・東京駅、行幸通りでは、一目でそれとわかるベンチは一切ないものの、植栽ますのまわりなどに豊富な座具がある。東京駅と皇居を結ぶ空間にふさわしい、空間の格調の高さと利用者の利便性を両立していると考えられる。

参考文献

1)

A. 空間レベル

1. 適正な密度感の創出
2. 自然と利用される場所
3. 水面や眺望への眺望
4. 広場内の高低差
5. 境界部のつくり方
6. 守ってくれるもの
7. 遊路と溜まりの分離
8. 自由な緩かけ
9. 豊かな/温かみのある素材
10. 広場内の目を楽ませるもの
11. 植物・植栽・緑の適切な配置と管理
12. "と"にぎわいと、にぎわいの運営

B. 観光地レベル

はじめて訪れた人に満足感を与え、また来たいと思わせる観光地であるために。

1. 観光地のアイデンティティとなる象徴景
2. 地域に導入された水や緑と、周囲の自然への眺望
3. 手入りの行き届いた街並み
4. 景観に優れた適度な長さの散策路
5. 歩行者優先の街路空間
6. 散策や滞留の拠点となる広場
7. あちこちにある一息つける場所
8. 屋外での時間の過ごし方の提供

図-9 R1当初版「観光地診断のポイント・仮説」(抜粋)・項目一覧と記載例



図-10 屋外公共空間の改善提案のケーススタディにおける検討対象範囲の設定のイメージ(函館)

改善提案のケーススタディを実施した。

このうち、函館を対象としたケーススタディにおいて、設定した対象範囲のイメージを図-10に示す。また、それぞれの対象範囲について、図-9の「観光地診断のポイント・素案」にもとづき現状の評価診断を行った結果が、表-12の左列である。広場の空間A(赤レンガ倉庫付近)では、空間の立地・ポテンシャルに関する評価項目(空間レベル1~3)はおおむね充足されているが、居心地のよい滞在空間(空間レベル5~11)という点で課題があると評価された。一方、広場の空間B(摩周丸付近)については、全般的に課題があると評価された。観光地レベルでは、「眺める:景観・空間の質」(観光地レベル項目1~3)の点でそこそこの評価である一方、主に「休める:くつろげる空間」(観光地レベル項目6~7)の点で課題があると評価された。

これらについて、「観光地診断のポイント・素案」に示された「評価の基準」や「処方」に基づき、空間の改善を検討した結果およびその一例が、表-12右列および図-11である。

4. 1. 2 ケーススタディの過程で抽出された課題および改善点

函館を対象とした改善提案のケーススタディの過程で抽出された、「観光地診断のポイント・素案」の課題および改善点は、表-12右端列に示したとおりであった。また、これを踏まえて設定した「診断のポイント・素案」の修正方針を表-13に示す。観光地レベルの診断項目に関しては、「休める:くつろげる空間」にかかる2項目(項目6~7)などについて、評価の基準を具体化する必要があると判断されたほか、項目5などをはじめ、複数の空間で構成される観光地全体をどのように区分して評価すべきかについて検討する必要があると判断された。

空間レベルの診断項目については、対象とする空間の規模に応じて盛り込むことが困難と判断された項目(項目7、14、15)があるほか、たとえば「適正な密度感の創出」の項目については、水面に向かって広場が開けている場合や眺望が開けている場合などの扱い方など、空間の規模や構成、立地などに応じて、適用の要否を考える必要があることが明らかとなった。

また、改善提案の段階においては、今回ケーススタディを担当した担当者が空間設計に関するノウハウをある程度有する技術者であったため「観光地診断のポイント」の要点を的確に捉え、それを具体的な空間の設計において具現化することが出来たが、そうでない場合に備えるためにも、具体的な設計のアイデア(設計例

表-12 屋外公共空間の改善提案のケーススタディ：現状の診断結果、改善案の検討結果、診断の過程から得られた知見

箇所	診断項目	現状の診断結果	改善案の検討	評価改善の見直し	診断の過程から得られた知見
観光地全体	1 観光地のアイデンティティとなる象徴景	○ 赤レンガ倉庫と函館山、八幡坂	- 改善不要	○ → ○	
	2 地域に導入された水や緑、周囲の自然への眺望	○	- 改善不要	○ → ○	
	3 手入れの行き届いた街並み	○ 伝建地区	歴史的建造物の活用を促進。	○ → ○	「生きた」建物でない存在感に欠ける。
	4 景観に優れた適度な長さの散策路	○	- 改善不要	○ → ○	
	5 歩行者優先の街路空間	△ 歩行者空間はおおむね充足も、車の往来多数。	空間Aとその周辺：一方通行化・歩車共存道路化。空間B：駐車場を一部移転し、分譲する。	△ → △	道路ごとに異なるため、評価者によりぼろつきが生じる。
	6 散策や滞留の拠点となる広場	△ 元町公園などあるが、観光ルートの末端	駅前、駅周辺に滞留できる広場を計画する。あるいは、厚月丸前のイカ広場に誘導する。	△ → ○	規模の目安が欲しい。
	7 あちこちにある一息つける場所	× 主要ルート沿いには多くない	要素にテーブルとベンチを計画。	× → ○	数だけのベンチで良いのか？ 提案困難。
	8 屋外での時間の過ごし方の提供	○ 遊覧船、ロープウェイ、夜景	風景めぐりのフォトラリー、各眺望点に滞在空間確保。	○ → ○	
空間A	1 適正な密度感の創出	○	- 改善不要	○ → ○	眺望対象である水面はカウンスルに算定して可。
	2 自然と利用される場所	○	- 改善不要	○ → ○	1面が道路に接して自由に入り出でれば十分。
	3 水面や景観資源への眺望	○	- 改善不要	○ → ○	
	4 広場内の高低差	×	既存の段差を空間の魅力づくりを活用する。緑のマウンドを導入する	× → ○	
	5 境界部のつくり方	△ ※空間に境界らしき境界が存在しない	境界部に休憩施設を重点的に配置し、利用を促す。	△ → ○	奥行き狭い広場だから採用できる方法。
	6 守ってくれるもの	×	ベンチ等滞留空間には、高木・植込み・高低差を組み合わせる。	× → △	眺望との両立のため
	7 道路と溜まりの分離	×	△	× → ×	空間的制約が強い困難。
	8 自由な腰かけ	×	縁台ベンチや、マウンドを背にしたベンチを計画。	△ → ○	
	9 豊かな/温かみのある素材	○ 建築物のレンガ、石畳舗装	ベンチや椅子に木材を用いる。	○ → ○	舗装材の選び方など、不詳。程度と効果が不明。
	10 広場内の目を楽しませるもの	△	パフォーマンス等小さなイベントを行える広場を確保。	△ → ○	観光地においては、新たな導入が必要か疑問
	11 植物・植栽・緑の適切な配置と管理	△	空間的制約が、花樹形のきれいな樹木など、印象的に見える緑を重視。	△ → ○	
	12 “とびろ”にぎわい	○ 金森赤レンガ倉庫や西波止場	- 改善不要	○ → ○	
	13 にぎわいの運営	○ 冬期のイルミネーション、金森倉庫でのイベント	- 本来は日常的なイベントを検討する必要あり？	△ → △	開催の頻度等について指針必要。
	14 象徴的な場所	△	△	△ → △	小さな空間では実現困難
	15 空間(シーケンス)の構成とストーリー	△	△	△ → △	小さな空間では実現困難
空間B	1 適正な密度感の創出	×	植栽や建築物、構造物を導入し、空間の分節を回る	× → ○	眺望対象である水面はカウンスルに算定して可。
	2 自然と利用される場所	×	厚月丸前の空間の密度をあげることで、全体に通り抜けの価値のある広場空間となる。	× → ○	出入口等変更していないが、印象は改善した。
	3 水面や景観資源への眺望	○	- 改善不要	○ → ○	
	4 広場内の高低差	×	一応あるが、活かされていない	× → ○	高低差も演出の仕方次第。既存のままでも印象改善。
	5 境界部のつくり方	×	広場の規模が大きき、境界部の改善の必要が認められない	× → ×	あいまいな項目。境界部改善の目的を明確にする。
	6 守ってくれるもの	×	眺望の確保と両立のため限定的に導入する。	× → △	眺望を阻害しないよう、屋根は限定的でも可。
	7 道路と溜まりの分離	×	明確な滞留のための空間を導入する。	× → ○	
	8 自由な腰かけ	×	高低差を利用して腰掛けを充実する。	× → ○	
	9 豊かな/温かみのある素材	×	ベンチや椅子に木材を用いる。	× → ○	舗装材の選び方など、不詳。程度と効果が不明。
	10 広場内の目を楽しませるもの	△ 海鳥、行き交う船など	海鳥を受けて変化するモニュメントを導入。	△ → △	観光地に動くミニモットは必要？
	11 植物・植栽・緑の適切な配置と管理	×	木陰をつくる高木、空間を分節する植込み、くさび型芝生を導入する。	× → ○	
	12 “とびろ”にぎわい	△ 厚月丸	広場内の、既存のモニュメントやカフェ機能を導入する。	△ → ○	
	13 にぎわいの運営	×	日没時間にあわせた定例の音楽ライブなどが考えられる。	× → ○	開催の頻度等について指針必要。
	14 象徴的な場所	×	厚月丸を背景としたシンボリックな広場とする。	× → ○	
	15 空間(シーケンス)の構成とストーリー	×	厚月丸前の空間の密度をあげることで、全体に空間的コントラストが生まれ期待できる。	× → △	

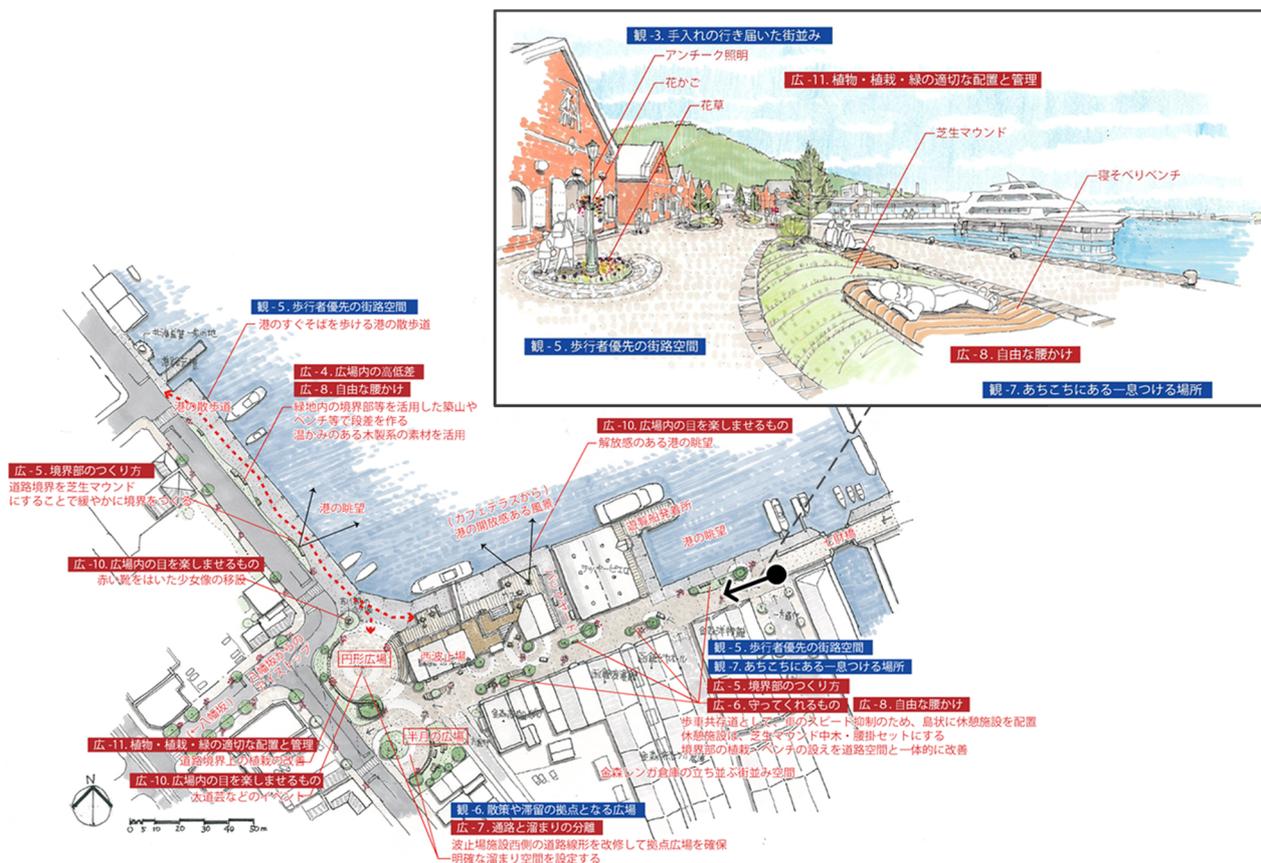


図-11 「観光地診断のポイント・素案」にもとづく屋外公共空間の改善提案のイメージ（ケーススタディ 1）

表-13 屋外公共空間の改善提案のケーススタディに基づく「観光地診断のポイント・素案」の修正方針

診断項目	診断マニュアル改善の方針	区分	
観光地レベル	1 観光地のアイデンティティとなる象徴	OK	A. 充実
	2 地域に導入された水や緑、周囲の自然への眺望	OK	A. 充実
	3 手入の行き届いた街並み	建物の活用状況についても評価対象とする。外構部分の改善についても重視し、記述を充実。建築意匠よりも外構部分の改善が効果的・効率的。	B. 補足、充実
	4 景観に優れた適度な長さの散策路	OK	A. 充実
	5 歩行者優先の街路空間	評価方法の再検討。道路ごとに異なるものを総合的にどう評価するか？	C. 評価基準
	6 散策や滞留の拠点となる広場	規模の目安について検討して示す。	C. 評価基準
	7 あちこちにある一息つける場所	「一息つける空間」の最小限の構成について検討して提示する。街のスケールも考慮。図書館と野沢で「道のたのベンチ」の価値が違いすぎる。	C. 評価基準
	8 屋外での時間の過ごし方の提供	有効な取組みについて、メニュー等で提示する。「土産物街」の扱い方について再整理。	C. 評価基準、充実
空間レベル	1 適正な密度感の創出	眺望対象である水面等は、空間規模の算定に参入しないことを検討。	B. 補足、充実
	2 自然と利用される場所	出入り場所が1つではないことを旨に、基準を緩和することを検討。	C. 評価基準
	3 水面や景観資源への眺望	OK	A. 充実
	4 広場内の高低差	演出の仕方次第。具体例の充実。パリアフリーとの両立の方法も。	B. 補足、充実
	5 境界部のつくり方	境界部改善の目的と効果も含めて、再検討して記述を具体化。	D. 再検討
	6 守ってくれるもの	屋根以外の「守ってくれるもの」をもう少し評価。	C. 評価基準
	7 通路と溜まりの分離	大きな広場・公園でのみ必要。適用条件検討。	C. 評価基準
	8 自由な腰かけ	OK	A. 充実
	9 豊かな／暖かみのある素材	必要な程度と効果が不明。詳細の検証が必要。舗装など全面的にやる必要があるか。	D. 再検討
	10 広場内の目を楽しませるもの	「水面や景観資源への眺望」上の違いを明確に。「動きのあること」必須。常に必要か疑問。適用条件検討。	C. 評価基準
	11 植物・植栽・緑の適切な配置と管理	OK。評価を損ねる線について具体例が欲しい。必要量についても目安を。	C. 評価基準
	12 「となり」のぎざぎざ	OK	A. 充実
	13 にぎわいの運営	開催の頻度等について、基準検討。事例等。	C. 評価基準、充実
	14 象徴的な場所	おそろく、大きな広場・公園でのみ必要。適用条件検討。	C. 評価基準
	15 空間(シークエンス)の構成とストーリー	大きな広場・公園でのみ必要。適用条件検討。	C. 評価基準

や参考資料)を充実する必要がある旨が確認された。

4. 2 屋外公共空間の診断のケーススタディ

屋外公共空間の診断のケーススタディは、草津温泉(群馬県草津町)および姫路(兵庫県姫路市)を対象として行い、ケーススタディの過程から、「観光地診断のポイント・仮説」の課題や改善点をリストアップした。以下では、姫路を対象として行ったケーススタディの概要について述べつつ、両観光地における診断の実践の過程から得られた知見を整理する。

4. 2. 1 ケーススタディの概要

屋外公共空間の診断のケーススタディでは、実際に近年行われた空間整備の対象を「空間レベル」の評価の対象とし、周辺の徒歩圏スケールの観光地のまとまりを「観光地レベル」の評価の対象とすることとした。したが、姫路を対象として行ったケーススタディでは、姫路駅前広場および姫路駅から姫路城に向かって伸びる「大手前通り」において平成23年から27年までの期間実施された空間整備を主に、「空間レベル」の評価の対象として扱うこととした(写真-1)。評価にあたっては、現地において利用者の行動や過ごし方を確認したほか、市役所や地元組織へのヒアリング調査を行い、整備前後での空間の変化や利活用のされ方の変化について可能な範囲で把握を試みた。また、当該空

間の設計で重要な役割を担った設計計画担当者にもヒアリング調査を行い、空間の整備計画の検討時にどのようなことを意図したのかを把握した。

空間整備の前と後の観光地と屋外公共空間について、それぞれを「観光地診断のポイント・仮説」によって評価した結果を表-14に示す。

表-14からは、「空間レベル」の評価については、整備前は「観光地診断のポイント」と照らし合わせたときの評価が非常に低かったのが、整備後はほぼ満点に近い状態になっていることがわかる。また、「観光地レベル」の診断ポイントについても、「歩行者優先の街路空間」や「あちこちにある一息つける場所」などについては着実な改善が確認できる。特に、「景観に優れた適度な長さの散策路」については、市役所や地元組織へのヒアリング調査でも、整備された大手前通りを歩いて姫路城まで徒歩で向かう観光客が増えたと実感を持っており、確実な改善が確認できた。

4. 2. 2 ケーススタディの過程で抽出された課題および改善点

姫路および草津温泉を対象とした改善提案のケーススタディの過程で抽出された、「観光地診断のポイント・素案」の課題および改善点、それを踏まえた修正方針は表-15に示すとおりであった。

主なものを抜粋すると、たとえば「境界部のつくり方」は空間の規模に応じて取るべき整備形態が異なるように考えられ、また「豊かな／暖かみのある素材」などは空間を構成する要素すべてに高質な材料を使おうとすれば過大な整備となる可能性があり、この点で適当な整備水準を示す必要があると考えられ、これらの項目については詳細を再検討する必要がある。また、「広場内の高低差」については設計難易度が高いように



写真-1 屋外公共空間の診断のケーススタディの対象とした姫路の駅前広場および大手前通りの現況(～平成27年整備、令和1年12月撮影)

表-14 屋外公共空間の診断のケーススタディ：診断結果の一覧（姫路）

姫路	診断項目	整備前の診断結果	診断項目に該当する整備内容	整備後の診断結果
観光地 レベル	1 観光地のアイデンティティとなる象徴景	△ 姫路城単独で、街並みは含まれない。	「大手前通り」越しに見る姫路城の風景が高評価を得るようになった。	△ → ○ 改善
	2 地域に導入された水や緑、周囲の自然への眺望	△ 街路樹等豊かだが、眺望が阻害されている。	眺望を損ねる樹木を剪削して見通しを確保（大手前通り）	△ → ○ 改善
	3 手入りの行き届いた街並み	△ 景観計画は存在。駅南りの風格ある景観ではある。	個々の建物・施設にゆだねられている。今後改善が進んでいくと期待される。	△ → △
	4 景観に優れた適度な長さの散策路	△ 駅～姫路城を歩く人は多くない。	姫路城に向かうルートが2つになり、往復で異なるルートを選ぶようになった。	△ → ○ 改善
	5 歩行者優先の街路空間	△ 歩道の幅員やアーケード街などはそれなりにあった。	駅周辺をトラジャットモール化。公共交通のみ往来可とし、車道幅を削減。駅正面は歩行者空間に。	△ → ○ 意図され改善
	6 散策や滞留の拠点となる広場	△ 家老屋敷公園(既存)が該当。	駅前広場は整備されたが、観光客の多くはまっすぐ姫路城を目指し、ここで休むことはないようだ。	△ → △
	7 あちこちにある一息つける場所	×	植栽ますり腰掛けを併設（大手前通り）	× → ○ やや改善
	8 屋外での時間の過ごし方の提供	×	△ 積極的な改善、変化はなし。	× → ○
空間 レベル	1 適正な密度感の創出	×	明確な設計意図は確認できなかったが、サンクンガーデン、芝生広場等に分散され、適正規模が保たれている。	× → ○ 該当
	2 自然と利用される場所	○	- 改善不要	○ → ○ 該当
	3 水面や景観資源への眺望	×	姫路城への眺望が全面的に意識されている。街路樹の剪引き、展望デッキ(キャスルビュー)など。	× → ○ 意図され導入
	4 広場内の高低差	×	地下街との出入口となるサンクンガーデンでの高低差処理に、入念な検討がされている（ヒアリング）	× → ○ 意図され導入
	5 境界部のつくり方	×	境界は意識できない。サンクンガーデンは地上とのつながりを意識して階段等の設計がなされた（ヒアリング）	× → ○ 意図され導入
	6 守ってくれるもの	×	△ 明確な設計意図は確認できなかった。メインの滞留空間となるステージ等は吹きさらし。ベンチは高木の下に多い。	× → △ 部分的に該当
	7 通路と溜まりの分離	×	△	× → △ 部分的に該当
	8 自由な腰掛け	×	腰掛けする場所は、木製ベンチや緑台ベンチなど、多数設けられている。	× → ○ 意図され導入
	9 豊かな/温かみのある素材	×	木材、石材、レンガなど、多様な自然素材が導入されている。	× → ○ 意図され導入
	10 広場内の目を惹きつけるもの	×	サンクンガーデンにせせらぎ。地上広場にはステージがあり、イベント開催多数だが、観光客向けではない。	× → ○ 意図され導入
	11 植物・植栽・緑の適切な配置と管理	△ 街路樹等豊かだが、うっそうとした印象もあり。	緑豊かで維持管理もされている。ただし、既存の街路樹を保存したエリアでは、ムクドリ害がある。	△ → ○ 意図され導入
	12 "とわり"のにぎわい	△ 商店等は存在。	駅ビル、商業ビル、商店街等。広場に面した飲食店等が増え、サンクンガーデンにはオープンカフェも。	△ → ○ 該当
	13 にぎわいの運営	×	イベントスペースが多数区画設定され、連日利用されている。	× → ○ 意図され導入
	14 象徴的な場所	×	姫路城を正面に望む駅出口、展望デッキ(キャスルビュー)	× → ○ 該当
	15 空間(シークエンス)の構成とストーリー	×	「大手前通り」の整備においては区間ごとにコンセプトが設定され、異なる空間の設計となっている。	× → ○ 意図され導入

表-15 屋外公共空間の診断のケーススタディに基づく「観光地診断のポイント・素案」の修正方針

診断項目	診断マニュアル改善の方針	区分	
観光地 レベル	1 観光地のアイデンティティとなる象徴景	OK	A. 充実
	2 地域に導入された水や緑、周囲の自然への眺望	OK	A. 充実
	3 手入りの行き届いた街並み	ルールの有無ではなく、成果・実態で評価するようになる。	C. 評価基準
	4 景観に優れた適度な長さの散策路	OK	A. 充実
	5 歩行者優先の街路空間	評価方法の再検討。道路ごとに異なるものを総合的にどう評価するか？どの範囲で評価するか？	C. 評価基準
	6 散策や滞留の拠点となる広場	OK	A. 充実
	7 あちこちにある一息つける場所	評価範囲の設定の仕方について、考え方を示す。項目3・5・7は、個々の一連の空間ごとに評価する方向。	C. 評価基準
	8 屋外での時間の過ごし方の提供	「土産物街」の扱い方について再整理。	C. 評価基準、充実
空間 レベル	1 適正な密度感の創出	OK	A. 充実
	2 自然と利用される場所	OK	A. 充実
	3 水面や景観資源への眺望	OK	A. 充実
	4 広場内の高低差	いずれの事例でも元来の高低差をうまく処理していたが、設計難易度は低くないように感じられ、本マニュアルでどこまで示すべきか検討する必要がある。	C. 評価基準
	5 境界部のつくり方	空間規模の大きな場合と小さな場合とで、求められる境界部のつくり方が違うと考えられ、要検証。	D. 再検討
	6 守ってくれるもの	屋根以外の「守ってくれるもの」について、記述を充実する。	B. 補足、充実
	7 通路と溜まりの分離	OK	A. 充実
	8 自由な腰掛け	OK	A. 充実
	9 豊かな/温かみのある素材	いずれの事例でも高価な素材の使用量は多い。期待する効果とそれに応じた必要量を検討して示す必要がある。	C. 評価基準
	10 広場内の目を惹きつけるもの	観光地においては、地域の元来もっている価値から目をそらすものではないこと(地域の本来の価値体験を阻害するものではないこと)を前提とする。	C. 評価基準、充実
	11 植物・植栽・緑の適切な配置と管理	OK	A. 充実
	12 "とわり"のにぎわい	OK	A. 充実
	13 にぎわいの運営	観光地においては、地域の元来もっている価値から目をそらすものではないこと(地域の本来の価値体験を阻害するものではないこと)を前提とする。	C. 評価基準、充実
	14 象徴的な場所	OK	A. 充実
	15 空間(シークエンス)の構成とストーリー	ドラマチックな空間展開の演出は、その広場・空間が目的地である場合のみ必要と考えられる。適用条件を再検討。	C. 評価基準

見受けられ、本マニュアルのような比較的考え方を単純化することを目指す資料において、どこまでの記述が可能かについて改めて考える必要がある。

一方、「自由な腰掛け」については姫路の空間整備の設計者からヒアリングの際に関連する指摘があり、即物的なベンチの整備よりも、座りたいと思ったときに無理なく座れるような段差等を空間に組み込むことを意識しているとのことで、本項目に配慮事項としての

追記が考えられる。

なお、本ケーススタディを通じては、4.1のケーススタディでも同様の傾向はあったが、評価者によって評価が異なるなどのばらつきが発生しており、その原因としては、特に「観光地レベル」の場合などにおいて評価対象とした範囲が異なるなどの要因のほか、各評価項目における評価水準に対する認識の違いなどがあり、今後、評価にあたっての留意事項等として反映していくことが必要となる（特に、観光地レベルの項目3、5、7）。

5. 「観光地の屋外公共空間の診断マニュアル(素案)」の取りまとめ

過年度までの研究成果、および4章に示した今年度の研究成果から、図-9の「観光地診断のポイント・仮説」を修正・加筆するかたちで、「観光地の屋外公共空間の診断マニュアル(素案)」として取りまとめた。

同マニュアル内の記述の一例を図-12に示す。4章のケーススタディの結果を踏まえ、各項目について診断の基準の明確化を図るとともに、評価の範囲の考え方や、診断マニュアルの使い方など導入部分の充実も行って取りまとめた。

なお、4.1.2項のケーススタディ結果にも示されている、具体的設計のアイデアの充実および判断基準・評価基準の検証については、次年度以降の課題である。

6. 観光エリア内の道路等の景観向上に資する取組の実施状況に関する現状調査

これまでの徒歩圏スケールの観光地単位の研究に加え、自動車等で周遊するような広域的な観光エリア

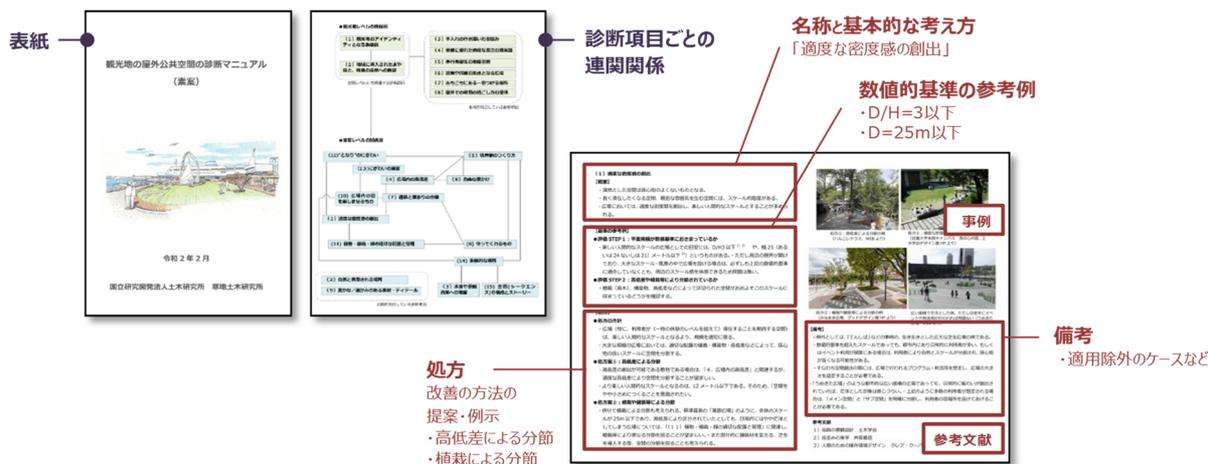


図-12 「観光地の屋外公共空間の診断マニュアル (素案)」の記述イメージ

を研究の対象とすることとし、観光エリア内の道路等の景観向上に資する取組みの実施状況に関する現状調査を行った。

具体的には、全国の景観法に基づく景観計画について網羅的な調査を行い、広域的な観光エリアおよびそれを構成する移動ルートの魅力向上に寄与すると考えられる、道路を対象とした景観形成上のルール策定状況と課題について把握を行った。

以下に調査および結果の概要を報告する。

6.1 調査概要

調査概要を表-16に示す。調査対象は2019年3月末時点で全国で策定されていた景観法に基づく景観計画の全てとした。調査方法は、国土交通省都市局の情報をもとに、景観計画を策定している都道府県と基礎自治体のウェブページから収集した。調査件数は、全国582件の景観計画のうち、ウェブでの景観計画資料の入手が可能であった578の景観計画である。

6.2 調査結果

6.2.1 景観計画の策定数と景観重要道路の指定数

図-13は、都道府県ごとに、調査した景観計画の件数と、景観重要道路等の指定(景観法の定める景観重要公共施設として指定された道路)のある景観計画の数を示したものである(総数は124件)。図からは、東京都、神奈川県、静岡県、福岡県などで、景観重要道路等の指定のある景観計画の策定数および策定率が高いことが読み取れる。

表-16 調査概要

調査対象	2019年3月時点で策定されていた、景観法に基づく景観計画の全て(582自治体の景観計画)
調査方法	国土交通省のweb情報を基に景観計画を策定している都道府県と基礎自治体のホームページから収集
調査内容	自治体名、策定(改定)時期、景観重要施設への道路の指定の有無、指定している道路・路線名、道路景観を観光資源と捉えた観光振興を目的としているか否か

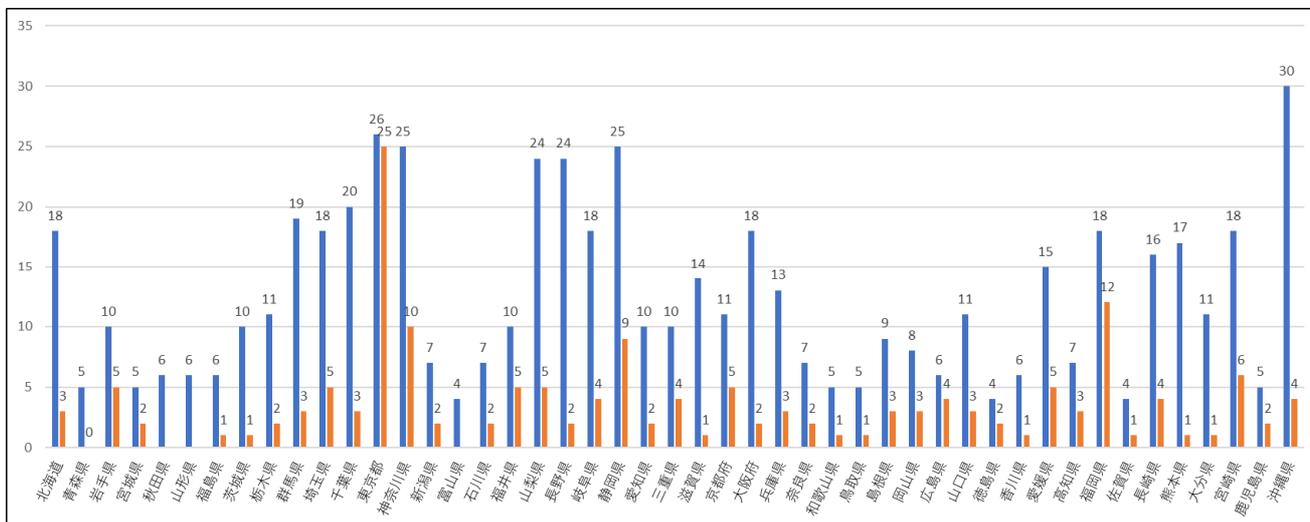


図-13 都道府県ごとの景観計画策定数と景観重要道路の指定のある計画数

6. 2. 2 道路景観の観光資源としての位置づけの状況

次に、6.2.1 節の景観重要道路等の指定のある景観計画について、具体の記述の確認を行い、観光地としての魅力向上等を目的に、車窓からの道路景観を観光資源と位置付けて指定されている事例の把握を試みた。結果の概要を表-17 に示す。

条件として設定した、(ア)景観計画の目的や景観規制・誘導など計画内容の記述から観光目的等の意図が確認できるもの、(イ)主に郊外部や農村・自然域における観光ルートや主要観光地へのアクセス道路である程度の延長を持つ区間を指定するもの、の双方を満たすものは11 事例であった。一方、(イ)の条件にのみ該当するものの、景観重要道路とされている道路区間の沿道環境から走行中に体験する車窓景観の保全や改善を意図している景観計画と読み取ることができた計画数は10 事例で、双方を合わせても21 事例に限られることがわかった。

6. 2. 3 観光資源としての位置づけのある指定事例の規定内容

6.2.2 節で示した21 事例について、具体の規定内容について調査した結果の一例を表-18 に示す。

このうち、神奈川県自治体の事例では、景観重要道路の指定に対して「地域資源を生かした車窓景観の創出」を明記するものがあつた。また、福井県の自治体の事例では、「観光客に楽しんでもらえるよう、観光地へのアクセス道路沿いでは車窓からの自然景観に配慮する」とされている。さらに、静岡県自治体の事例では、日本風景街道の取り組みと連携して観光ルートを設定し、これらのルートの景観の保全や向上を期待する内容が確認できた。

一方、十分に観光資源となり得る魅力的な沿道景観

表-17 景観計画における景観重要道路の指定状況

区分	景観計画事例数
全国の景観法に基づく景観計画策定数	582
本調査における収集事例数	578
道路を景観重要公共施設として指定しているもの	124
当該道路景観について、観光資源としての位置づけが意識されているもの	21
観光資源としての位置づけについて、関連する記述があるもの	10
指定道路の周辺環境から、観光資源の位置づけがあると判断できるもの	11

を有し、景観重要道路にも指定してはいるものの、その目的や期待する効果などに関する記述をみると、魅力的な道路景観を明確に観光資源として位置づけていない事例も少なくなかった。

次に、景観重要道路等に対する景観規制・誘導や配慮事項をみると、景観保全や整備の目標・方針については、「ランドマークとなるような視対象の眺望景観の確保」、「周辺景観や自然環境との調和」、「沿道景観や路線の連続性の確保」などが多くあつた。また、これらの目標や方針を実現するための景観対策や配慮事項については、「ガードレールに代表される道路附属物の色彩配慮」、「防護柵類について景観への影響が相対的に小さくなるガードパイプやガードケーブルの採用」、「街路樹や路傍植栽など緑への配慮」といった内容が多かった。

6. 3 景観計画からみた観光資源としての道路景観の活用に関する課題

全国の景観計画の事例調査からは、全体として道路が景観重要公共施設に指定されている事例は多くなく、十分に観光資源となり得る道路景観を有していても、その指定に至っていないルートが多く存在する。

例えば、景観重要道路の指定割合が最も高いのが東京都各区の計画となっている一方、ドライブ観光のニーズやポテンシャルが高いと考えられる北海道や沖縄のほか、阿蘇国立公園を有する熊本県や、やまなみハイウェイを有する大分県において、景観重要道路の指定がほとんどなかった。両県は共に良好な景観形成の取組に積極的な地域でもある。

次に計画内容に関する課題として、目指す景観の目標や方針は示されているものの、それを実現する具体の対策についての記述は十分でないことが挙げられる。例えば、道路附属物の色彩やその形式、道路緑化に関わるもの以外の記述は少なく、眺望景観に大きく影響する電線電柱類などの道路占用物や、道路の外部景観にも影響する切り土法面の具体の対策などの記述も極めて少ないといった課題が明らかとなった。

今後、観光地の魅力向上に効果的な道路空間の景観改善手法について明らかにするとともに、景観計画等を通じた、地域の道路景観と魅力の向上にも道筋を示していきたい。

7. まとめ

7. 1 過年度までの成果

過年度までの研究の成果として得られていた「観光地の魅力向上に寄与する屋外公共空間の6 のパターン」

表-18 景観重要道路における規定内容やその位置づけの整理（抜粋）

No	都道府県	自治体名	条例・計画の名称	制定(改定)年月	景観重要道路指定道路の有無	指定道路	規制や誘導内容、配慮事項	観光資源としての道路景観の位置づけ
1	北海道	北海道	北海道景観計画	平成29年4月(変更)	●	一般国道5号、276号及び393号、道道岩内洞爺湖線、豊浦京線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線	【整備に関する事項】 ・沿道から眺望する景観の連続性や周辺の自然環境など地域の特性に配慮する。 ・道路付属物は、沿道の景観を阻害しない位置への設置や調和するような色彩に努める。 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為について、良好な景観形成に関する方針との調和が保たれるよう十分に配慮するものとする。	地域のシンボルである羊蹄山の眺望をはじめ、ニセコ連峰や尾岳などの山並みやモザイク状に広がる畑作中心の田園を見渡す道路のうち、羊蹄山麓を通る景観形成上重要な路線である。
15	宮城県	宮城県仙台市	仙台市「社の都」景観計画	平成21年3月	●	国道4号、45号、48号、286号、北四番丁大衛線、仙台泉線、北四番丁岩切線、清水小路多賀城線、第二番町通、広瀬通、築港通、愛宕上杉通、西公園通、元寺小路福宮通線、宮沢根白石線、青葉通、定禅寺通、宮城野通	【整備に関する事項】 ■東二番町通、広瀬通、築港通、愛宕上杉通、西公園通、元寺小路福宮通線、宮沢根白石線、緑の回廊を構成する都心の通りとして、良好な道路空間の整備を進め、緑とのコントラストを生かした街並みの景観形成を図る。 ■青葉通、定禅寺通、宮城野通：「緑の回廊を構成する仙台市のシンボルロード」として、ケヤキ並木の配置と育成環境の改善を図り、潤いと賑わいのある風格ある街並み景観の形成を推進する。 ■国道4号、45号、48号、286号、北四番丁大衛線、仙台泉線、北四番丁岩切線、清水小路多賀城線。 ・都心部へのアクセスポイントとして、社の都をイメージするゲートウェイの景観形成を図る。	【景観形成の基準】 都心部を観光地につなげる国道48号や国道286号等のアクセス道路は、美しく潤いのある道路景観とする。
94	東京都世田谷区	世田谷区風景づくり計画		平成27年4月	●	成城の富士見橋及び不動橋（成城四丁目1番付近）、上野毛の富士見橋（上野毛三丁目3番付近）、上野毛の富士見橋（上野毛三丁目3番付近）、岡本の富士見橋（岡本三丁目28番付近）	【景観重要公共施設の整備に関する事項】 成城の富士見橋及び不動橋（成城四丁目1番付近）、上野毛の富士見橋（上野毛三丁目3番付近）は富士山への眺めを多くの人が楽しめる場所であり、橋から富士山を眺められることが分かるような意匠や空間を構えに設ける。岡本の富士見橋（岡本三丁目28番付近）は富士山への眺めを多くの人が楽しめる場所であり、道路法第32条第1項又は3項の許可の基準として次の内容を加える。【富士山への眺望の保全の範囲】坂の上端部中央から階段の上端部の北端までの間から富士山への眺望において、多摩丘陵の山端より上のところで、富士山の中心から両方向に富士山の2倍の幅の範囲に電線などの道路占用品が入らないこと。	成城の富士見橋及び不動橋（成城四丁目1番付近）、上野毛の富士見橋（上野毛三丁目3番付近）、上野毛の富士見橋（上野毛三丁目3番付近）は富士山への眺めを多くの人が楽しめる場所である。岡本の富士見橋（岡本三丁目28番付近）は富士山への眺めを多くの人が楽しめる場所である。
107	神奈川県	逗子市	逗子市景観計画	平成26年4月(改定)	●	逗子海岸及び周辺道路：国道134号、県道207号、逗子62号、逗子83号 逗子駅周辺の商店街：銀座通り（県道24号（横須賀逗子）） 県道205号（金沢逗子） 新逗子通り（県道24号（横須賀逗子）） 逗子通り（県道311号（鎌倉山）） 県道205号（金沢逗子） 八幡通り（逗子55号） 大師通り（県道24号）（横須賀逗子）（逗子33号）	【指定理由・個別方針】 逗子海岸及び周辺道路（国道134号、県道207号、逗子62号、逗子83号）：緑豊かな丘陵と穏やかな海岸線に富士山を望む貴重な景観を有し、四季を問わず多くの人が訪れる逗子海岸とそこにつながる代表的な道路は市民に親しまれている公共施設である。 この区域では、背景となる海と山が最も映えるよう、工作物の配置やデザイン、素材・色彩を工夫し美しい自然景観を引き立てると共に、近隣市町を含めた路線の連続性に配慮する。	逗子海岸及び周辺道路（国道134号、県道207号、逗子62号、逗子83号）から富士山が見える。
114	神奈川県	鎌倉市	鎌倉市景観計画	平成19年1月	●	海浜ベルト 国道134号、鎌倉海岸（腰越海岸から材木座海岸、地先水面を含む）、鎌倉海浜公園、腰越港津宮宮大路ベルト 県道21号（県道横浜鎌倉：雪ノ下二丁目から由比方浜四丁目）、北鎌倉ベルト 県道11号（県道横浜鎌倉：小袋二丁目から雪ノ下二丁目） 県道302号（県道小袋谷崎：岡本二丁目から小袋谷二丁目）	【方針1：美しい海浜景観の保全と創造】 施設整備にあたっては、周辺の海浜や斜面緑地などの自然環境との調和に配慮した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努める。 【方針2：海浜の地域性を際立たせた連続景観・車窓景観の創出】 施設整備にあたっては、地域特性を活かしながら、景観の連続性にも配慮する。 ・沿道景観を引き立てるストリートファニチャーのデザイン的な配慮（透過性の高いものの使用等） ・道路のビスタに配慮 など 【方針3：海辺の歴史と自然が融和した原風景の継承】 施設整備にあたっては、点在する歴史的、景観的資源の保全とともに、それらを際立たせる工夫を行う。また、隣接市からの見え方も含め、豊かな自然環境が創り出している優れた眺望景観の保全に配慮。 ※方針4は割愛。 ※上記は、国道134号についての記載。	
142	福井県	福井県福井市	福井市景観計画	平成31年1月(変更)	●	主要地方道福井丸岡線、主要地方道福井朝日武生線、一般県道福井新江線、（観光ルート）国道9号、国道158号、国道305号、国道304号などを含む道路を指定	【整備に関する基本的な方針】 ・緑豊かで潤いある道路景観の形成、山当りの通りなど、通りとしての眺望を創出・保全する上で、地域の状況に応じた電線類の地中化、街路樹や植栽等の適正な整備・維持・管理を図る。 ・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図る。 ・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図る。	【景観重要公共施設の整備方針】 観光ルート・主要な幹線道路：沿道の美しい田園や里地・里山・里海などの自然風景を、歩行者や観光客に楽しんでもらえるよう観光地へのアクセスポイントや幹線道路沿いでは車窓からの自然景観に配慮する。

(図-2)については、観光地の魅力とパターンへの適合の関係の分析などを通じ、少なからずの妥当性があることを確認していた。平成29年度には、観光地等の整備事例の調査や有識者意見交換会での議論を踏まえ、この「6のパターン」について、表-6に示したとおり項目の拡張を行うとともに、上位のパターン／ヒエラルキーの候補にあたるものとして、当該地域での過ごし方の観点から新たに4つのグループを設定した(2.1～2.6節)。

また、より具体的空間の設計・計画を扱うことを目的として、観光地の主要な屋外空間である「広場等」を対象として、その計画・設計技術の開発と普及に向けた研究に取り組んだ(2.7節)。既往の文献資料等から、広場の設計技術・設計理論に関する記述抽出を行い、これらの分類整理から15項目の仮説を得た。これらについて、広場の優良デザイン事例との適合の照合を行い、仮説の有効性の検証と各項目の実践例の整理を行った。

加えて、観光地の屋外公共空間と魅力の関係について究明するにあたっては、その利用者である観光客の

評価や利用の実態も踏まえた上で研究を進める必要がある。そこで国内外の観光経験者を対象に、観光地の評価や当該観光地での過ごし方を尋ねるアンケート調査を企画して実施し、観光客の評価や観光行動の違いについて把握し、国内外比較を行った(2.8節)。

7.2 本年度の成果

昨年度までの研究の成果である、「観光地の魅力向上に寄与する屋外公共空間のパターン」(4カテゴリ・8項目、表-6)と、「観光地等の広場の設計上の配慮事項」(15項目、表-7)をもとに、これらを「観光地診断のポイント・仮説」とした上で(図-9)、これをもとに実在の観光地を対象に観光地の屋外公共空間の診断および改善提案のケーススタディを行った。ケーススタディの過程から、「観光地診断のポイント・仮説」の課題や改善点をリストアップし、それをもとに「ポイント・仮説」の拡充加筆修正を行い、「観光地の屋外公共空間の診断マニュアル(素案)」として取りまとめた(図-12、4.4章～5.章)。ケーススタディの過程からは、検討していた「観光地診断のポイント」について、項目や視点に大きな誤りはないことが明らかになった。一方

で具体の観光地の診断や改善提案に際しては、細かな対象地ごとの条件や、空間の規模、利用目的などの違いに応じて、「診断のポイント」の適用の方法を正確に見極める必要があることも明らかになり、これに応じた記述の修正や評価基準の再検討を行うこととした。

また、これまでの徒歩圏スケールの観光地単位の研究に加え、自動車等で周遊するような広域的な観光エリアを研究の対象とすることとし、観光エリア内の道路等の景観向上に資する取組みの実施状況に関する現状調査と課題把握を行った(6.章)。調査結果からは、観光地あるいは観光ルートとしての魅力向上と、道路の景観改善を結びつけて検討・計画策定がされている事例は数少なく、また、そのような記述がある場合でも、それを実現する具体の対策についての記述は十分でなかった。このことから、観光地・観光ルートとしての魅力向上に寄与する道路景観のあり方について示すとともに、具体の道路景観の改善方策の提示が必要とされていることがわかった。

8. 今後の課題と次年度の研究方針

次年度以降は、引き続き、③広域的な観光エリアの魅力と空間構成要素の関係に関する分析、④屋外公共空間の魅力に関する評価・診断(アセスメント)手法の構築、⑤屋外公共空間の構成要素に関する設計・管理・利活用技術の提案、⑥観光地における魅力的な屋外公共空間の創出を支援する技術資料のとりまとめ、といった項目について研究を進める計画となっている。

このうちの④および⑤については、本年度の研究(4.1.2項および4.2.2項)において再検討や要検証とされた項目について、追加の調査と分析が完了していないのでこれらに取り組む。

参考文献

- 1) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議：明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー、2016、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/ (2020年8月26日確認)
- 2) 平成28年3月29日閣議決定：北海道総合開発計画、2017、http://www.mlit.go.jp/hkb/hkb_tk7_000059.html (2020年8月26日確認)
- 3) 室谷正裕：観光地の魅力度評価ー魅力ある国内観光地の整備に向けてー、運輸政策研究 Vol. 1 No.1、1998、<https://www.jttri.or.jp/journal/no1/index.html> (2020年8月26日確認)
- 4) C. アレグザンダー他著(平田翰那訳)：パタン・ランゲージ [環境設計の手引]、鹿島出版会、1984
- 5) たとえば、Michelin Apa Publications Ltd.：「The Green Guide JAPAN」、2012、旺文社：ことりつぶ、など
- 6) たとえば、リクルートじゃらんリサーチセンター：じゃらん人気温泉地ランキング 2016 投票結果報告、2015、(株)観光経済新聞社：につぼんの温泉 100 選、など
- 7) 北山創造研究所：草津温泉再興の記録 2010ー2017、草津町、2018、<http://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/contents/1519900896434/index.html> (2020年8月26日確認)
- 8) 草津町：草津町の景観まちづくり、<http://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/contents/1492141426920/index.html> (2020年8月26日確認)
- 9) リクルートじゃらんリサーチセンター：じゃらん人気温泉地ランキング 2016 投票結果報告、2015、<https://jrc.jalan.net/surveys/hotsprings/> (2020年8月26日確認)
- 10) 「都市景観の日」実行委員会：都市景観大賞、http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000022.html (2020年8月26日確認)
- 11) 公益社団法人土木学会景観デザイン委員会：土木学会デザイン賞、<http://design-prize.sakura.ne.jp/> (2020年8月26日確認)
- 12) たとえば、クレア・クーパー・マーカス、キャロライン・フランシス編(湯川利和、湯川聡子共訳)：人間のための屋外環境デザイン、鹿島出版会、1993、など